

第4回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～卸電力市場に関する新電力へのアンケート結果について～

平成25年12月9日(月)

目的

- 卸電力市場の活性化は、経済合理的な電力供給体制の実現と、競争的な市場の実現の双方にとって非常に重要であるとの認識の下、その活性化に向け、一般電気事業者による自主的に取組に加え、各種の取り組みを推進しているところ
- 一般電気事業者の取組については、一般電気事業者の協力もあり、自主的取組のモニタリングを行っているところであり、制度設計WGの場をはじめとし、その課題認識や意見等に耳を傾けながら電力システム改革の詳細設計を行っているところ
- 一方、卸電力市場の競争状態を把握し、今後実効性のある適切な制度設計を行っていくには、一般電気事業者だけでなく、小売市場における競争の当事者となる特定規模電気事業者(新電力)各社についても、現状、課題認識、また今後の意向等の実態把握が不可欠
- ついては、より多様な市場参加者の声を踏まえた今後の検討材料とするため、登録数では既に100社を超える新電力に対し、広く卸電力市場に関する現状の取組、課題認識等の調査を行うもの

調査方法

- 対象:
 - 2013年9月10日時点で新電力としての届出のあった100社
 - 当該100社には、供給を開始している企業その他、今後供給を行うべく準備中の企業も含まれる
- 調査方法
 - 対象100社へのアンケートおよび、回答内容に応じた一部の追加ヒアリングを実施
- 調査実施期間
 - 2013年9月12日～2013年10月9日

回答

- 回答数
 - 対象100社のうち、46社よりアンケート回答を受領(回答率46%)
(2012年度の新電力による供給電力量191億kWhに対し、回答企業の合計供給電力量は176億kWh(カバー率 92%))

- サマリ

- 新電力の営業・電源調達の現状

- 電力供給状況
- 電源調達状況
- 電源調達の拡大への取組状況

- 日本卸電力取引所(JEPX)の活用状況

- JEPXへの入会状況
- 市場別の活用状況
- 競争的な電源調達源として求める価格水準
- JEPXの市場の厚み増加に向けた、一般電気事業者の自主的取組への評価
- 市場別の課題認識、改善要望

- 常時バックアップの活用状況

- 地域別の常時バックアップの利用率
- ベース電源代替としての常時バックアップの見直しに関する、一般電気事業者の自主的取組への評価
 - 料金体系の見直し
 - 拡大需要の3割程度の量の確保
- 常時バックアップの今後の利用意向
- 常時バックアップに関する課題認識

- 部分供給への取組状況

- 部分供給の取組実績
- 部分供給の取組に関する環境整備に対する認識
- 部分供給の更なる円滑化に求めるもの
- 部分供給の今後の取組意向

- 公営電力(水力)の調達状況

- 公営水力の調達実績
- 公営水力の調達時の条件
- 公営水力を用いた地域貢献の方法

- 電力先物への期待

- 電力先物へのニーズ
- 電力先物の商品性
- 電力先物市場の参加者
- 電力デリバティブへの期待

<新電力の電力販売の状況>

- 震災以前に増加を続けていた新電力のシェアは、震災以降横ばいが続いていたが、今年度に入り再び増加傾向が見られる
- 調達電源の大半はLNG火力で、いわゆるベース電源(水力、石炭火力)は調達電源の1割強に留まる

<JEPXの活用について>

- 新電力の大半はJEPXに入会しているが、その利用はスポット市場が中心で、先渡市場については調達可能量が少ないことを主因に利用は低調
- 一般電気事業者の自主的取組によりJEPXの厚みが向上しつつあることについて、一定の評価は行っているものの、まだ十分な満足には至っておらず、特に約定価格水準については競争原資として扱うには不十分との認識が強い

<常時バックアップについて>

- 新たな枠組みの常時バックアップの利用率は高く、また一般電気事業者の取組についても“ベース電源代替に資する”という観点より概ね評価は高いが、一部の一般電気事業者においてはその量の確保や料金体系・水準について、「電力システム改革専門委員会報告書」の趣旨に沿っていないのではないかと指摘もみられる
- なお、新電力からは料金体系だけでなく料金水準に対する指摘も多くなされているが、“ベース電源代替に資する”という観点から、極端に安価な水準を求めているわけではないと考えられる
- また、常時バックアップは過渡的措置との位置付けから、常時バックアップの利用縮小・廃止に備えた取組も見られるが、代替手段に対する不安により事業拡大を控えていたり、また常時バックアップの契約電力の縮小による違約金の存在などによって、競争拡大や常時バックアップへの依存度の低減のそれぞれに課題があることも見えてきた

<部分供給について>

- 部分供給は、多くの新電力が実施もしくは検討・協議を行っており、供給形態のひとつとして活用が進んでいる
- 一般電気事業者の取組も、多くは「部分供給に関する指針」に沿った対応がなされているとの評価がなされているが、実質的には部分供給が始まったばかりでもあり、「部分供給に関する指針」に例示されている以外のパターンへの対応について、その解釈や運用が定まっていない現状も見られた。ただし、個別に一般電気事業者へ確認を行ったところ、現在ではいずれも例示以外のパターンでの供給受け入れが確認されており、引き続き需要家の要望を踏まえた対応が期待される

<公営電力(水力)について>

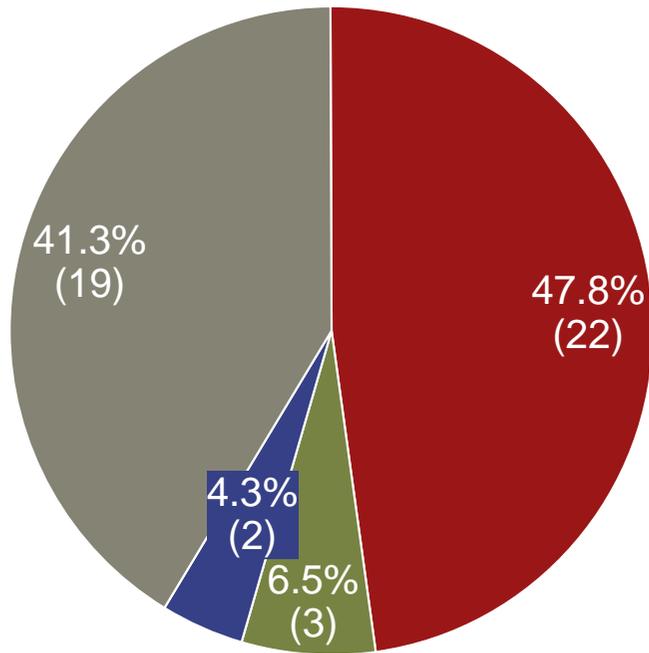
- 公営電力(水力)はその殆どが一般電気事業者に随意契約で売電されており、公営電気事業者に対するアンケートでは、その理由のひとつとして購入意思や能力のある新電力がないというものが挙げられていたが、新電力にも意思と能力を持つ事業者は多く、今後は一般競争入札での市場原理に基づいた販売先の多様化が進むことが期待される

<電力先物について>

- スポット市場価格の変動リスクのヘッジと将来価格指標の形成を主目的に電力先物への期待も多くみられた
- また、市場参加者の多様化については、金融機関の参加により投機的な市場となることへの不安の声もあるが、概ね肯定的

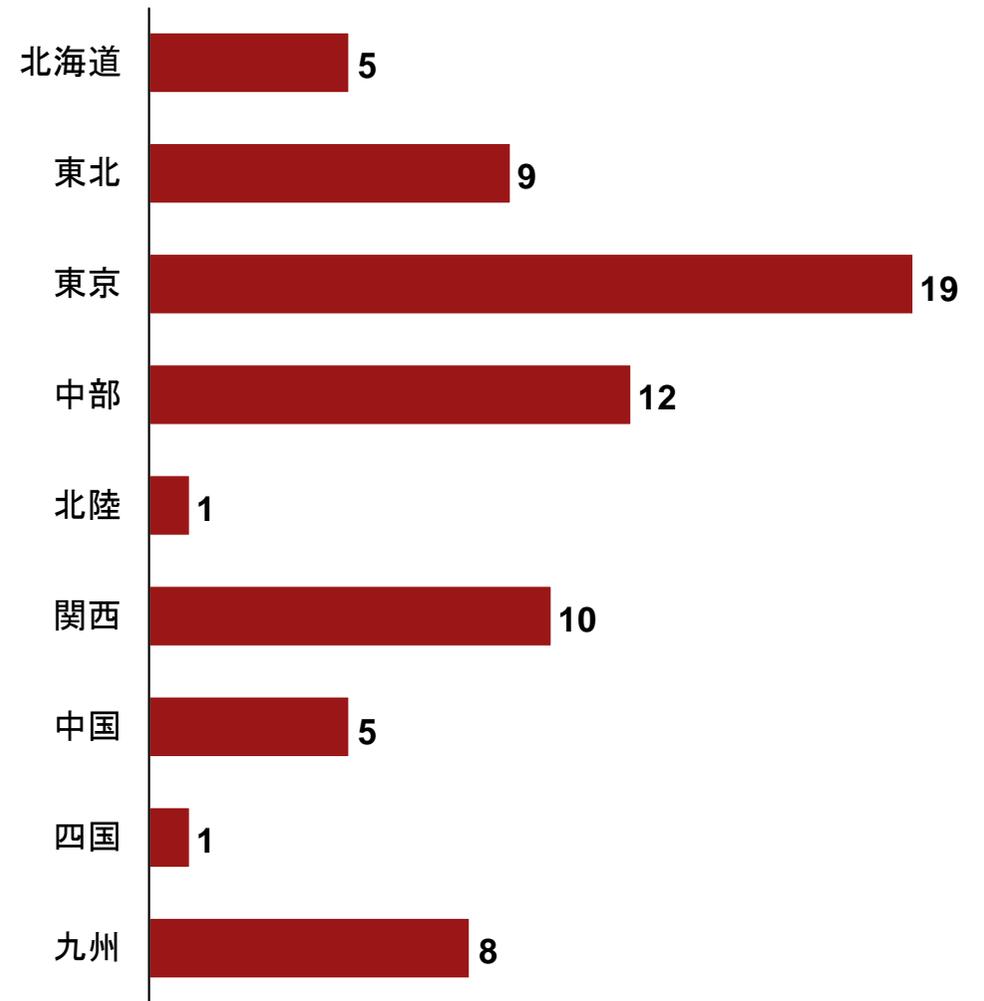
市場参加者の一員である新電力の意見の収集については、今後も必要に応じテーマを設定のうえ適宜実施予定

電力販売状況



- 現在、事業展開中で、実際に電力供給を行っている
- 事業は開始したところであり、電力を供給している顧客はまだいない
- 過去に事業展開していたが、現在は電力供給を行っていない
- これからの事業展開に向け、準備中

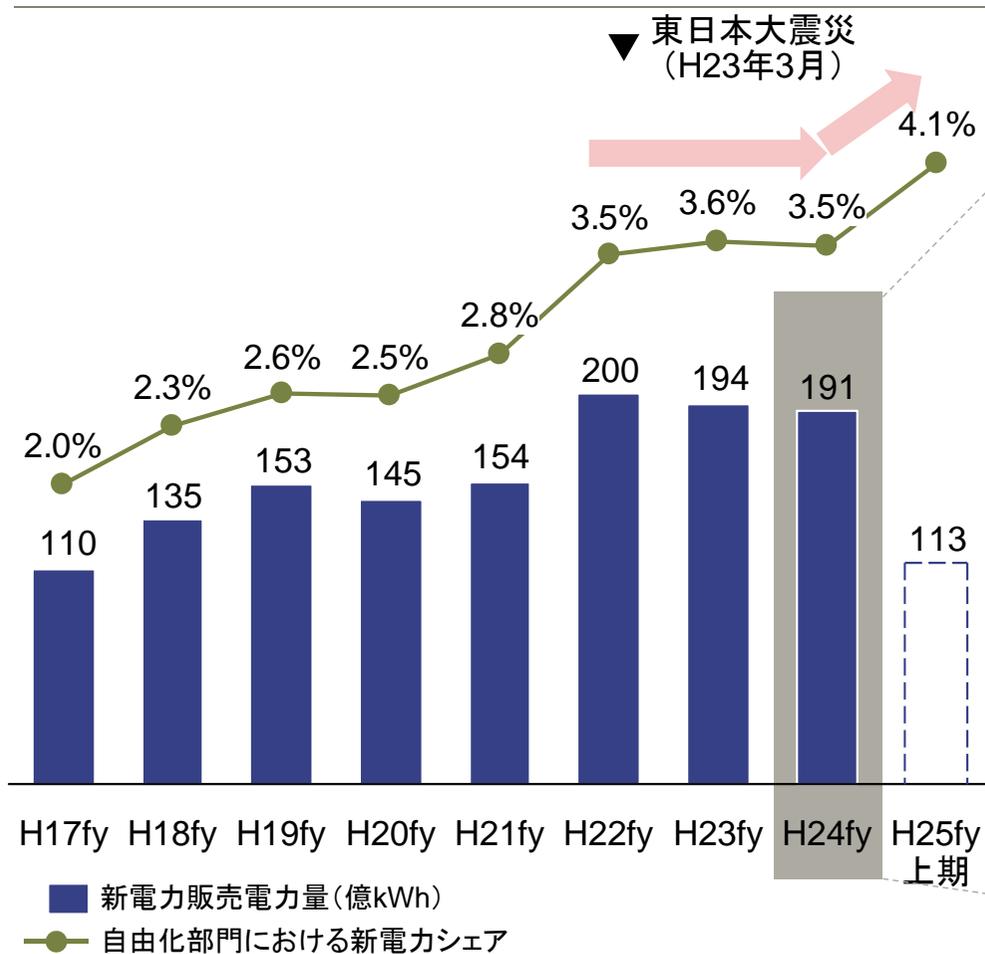
販売地域
(複数回答)



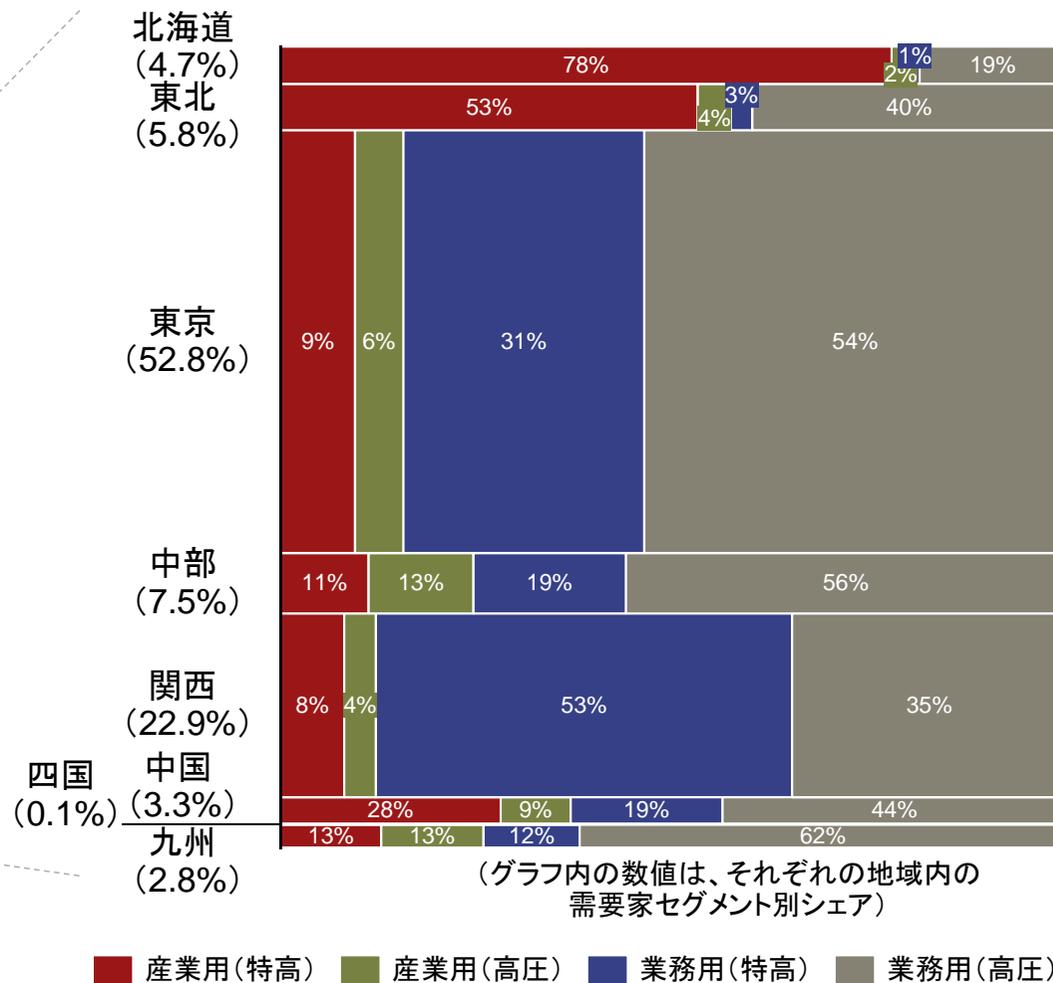
新電力の営業・電源調達の実状

現在の自由化領域となった平成17年4月以降、新電力による販売電力量は2倍弱に増加。震災以降は横ばいが続いていたが、今年度に入り再びシェア増加傾向が見られる。また、供給先は地域および需要家セグメント(電圧・業態)によって、偏りがある

新電力による電力販売量・シェアの推移



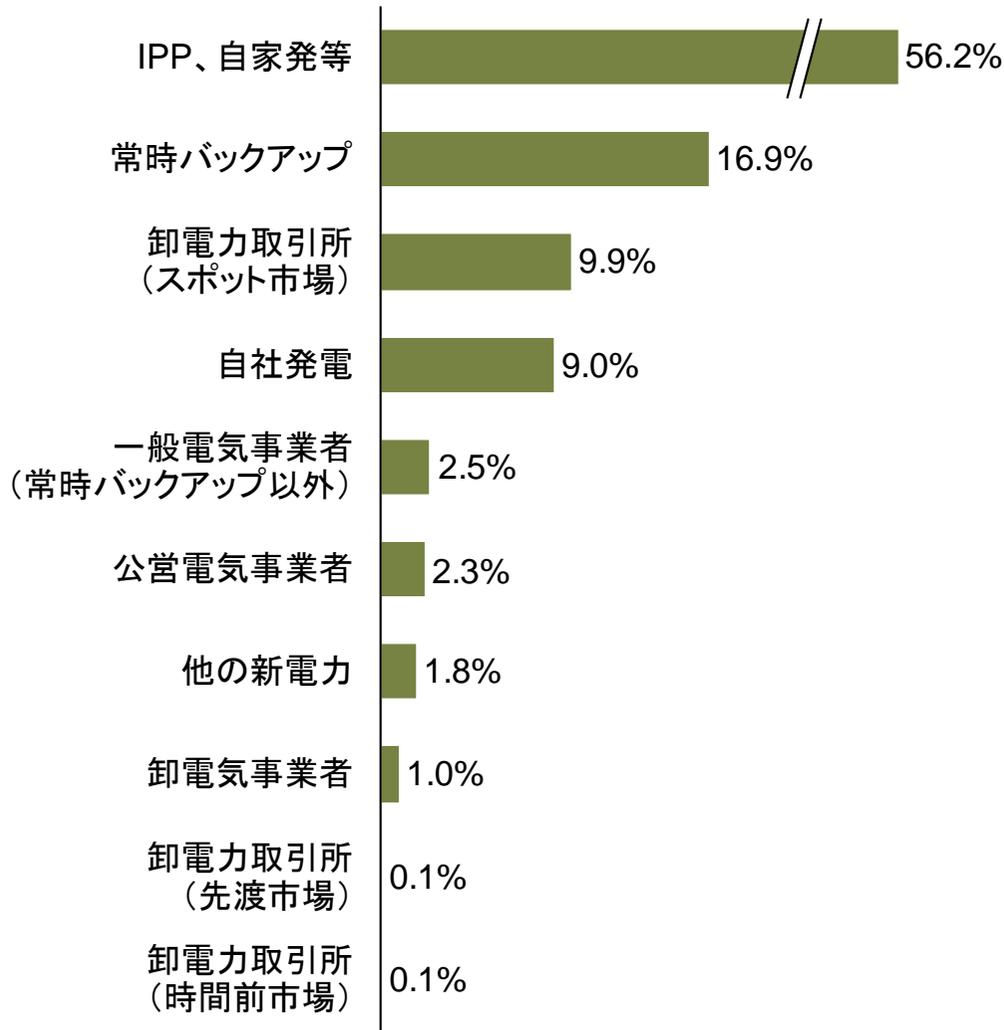
地域・需要家セグメント別構成比 (平成24年度・アンケート回答分)



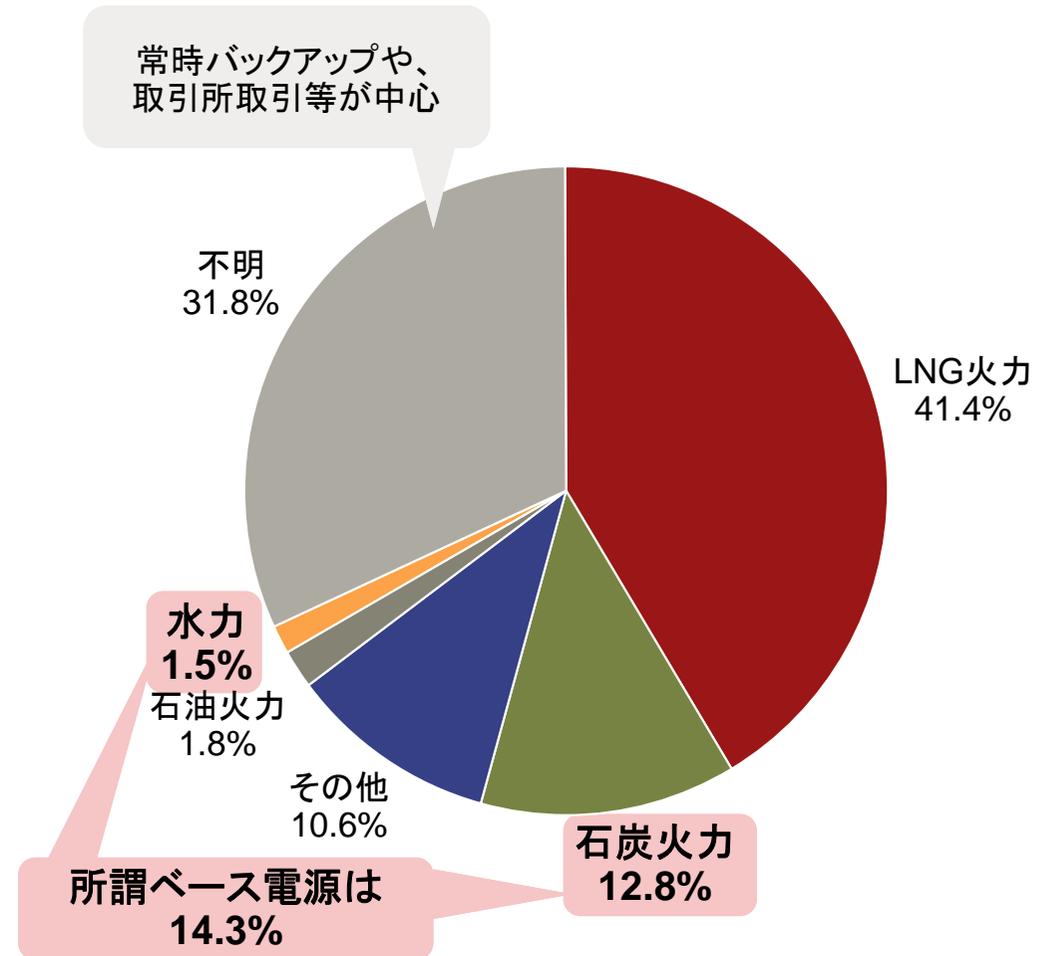
北海道、東北、中国では、産業用(特高)のシェアが他地域よりも高いが、これは需要家PPSによるもの

新電力の電源調達は、自前電源によるものは約3割で、その他は相対取引も含めた卸電力市場からの調達であり、電源構造では所謂ベース電源(石炭火力、水力)は1割強にとどまっている

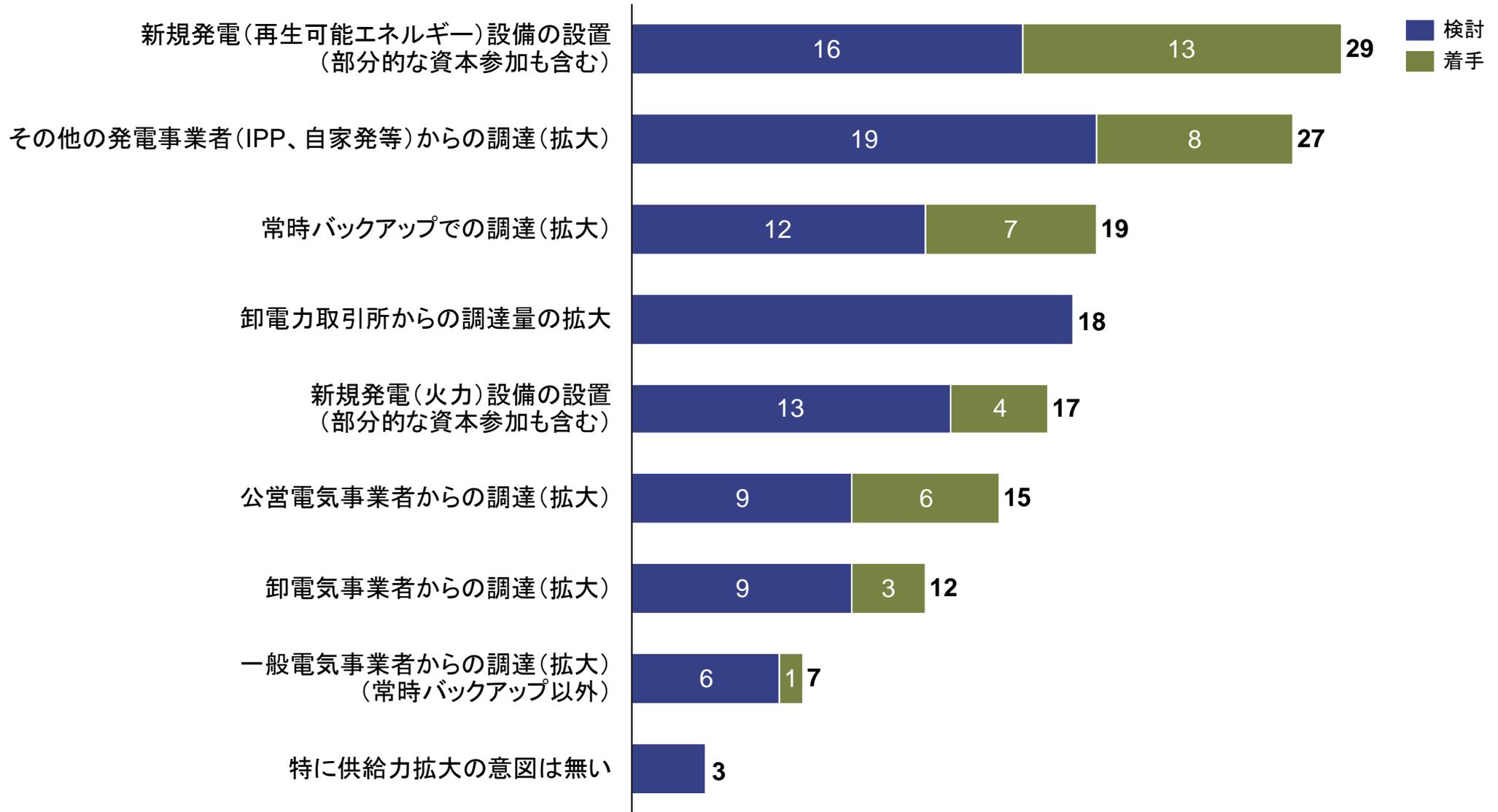
販売電力量の調達先の比率



調達電源の電源種構成比



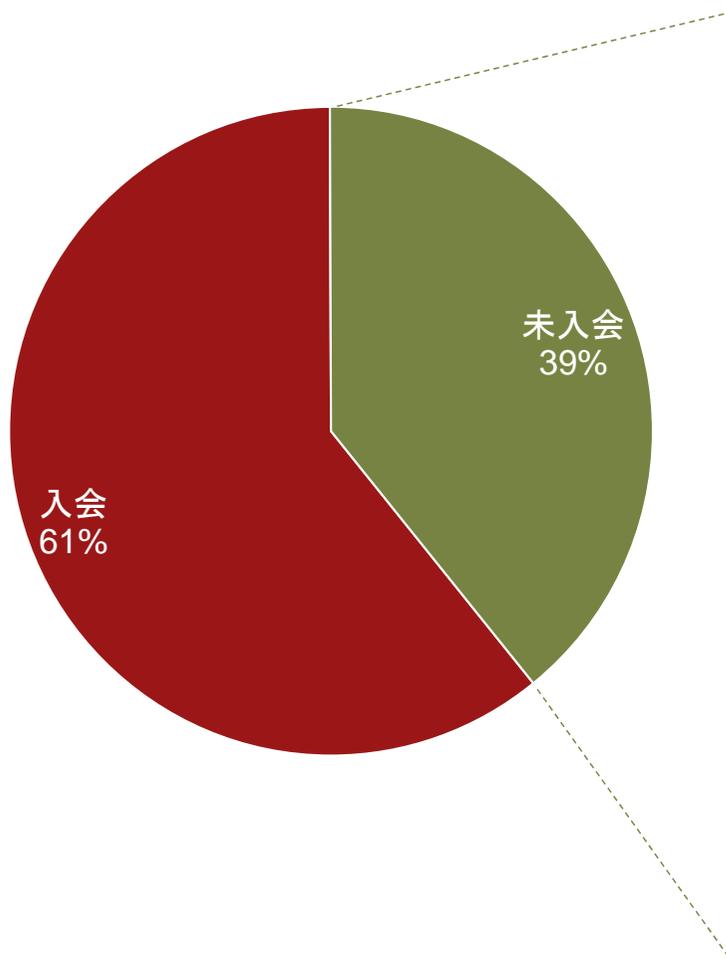
今後、新電力がその事業領域・供給規模を拡大するにあたり、電源調達を拡大していくことは不可欠。新電力では、卸電力市場からの調達拡大と合わせて、自社電源設置の意向も見られる



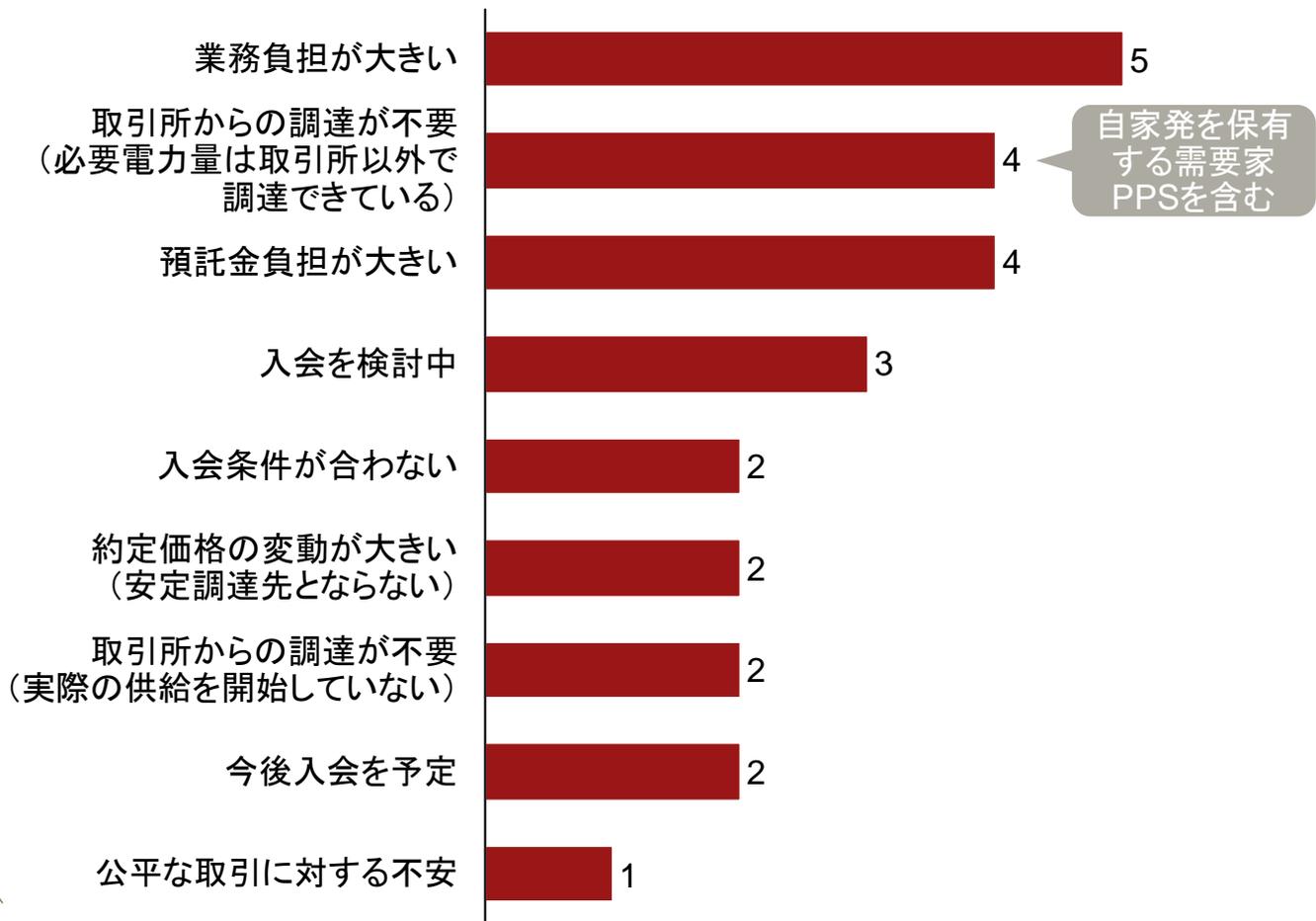
日本卸電力取引所(JEPX)の活用状況

回答者のうち、4割の事業者はJEPXに未入会。その理由として、取引所の利用を不要とする事業者もいる一方、業務負担、預託金負担、入会条件が合わない等をハードルとして挙げる事業者もみられる

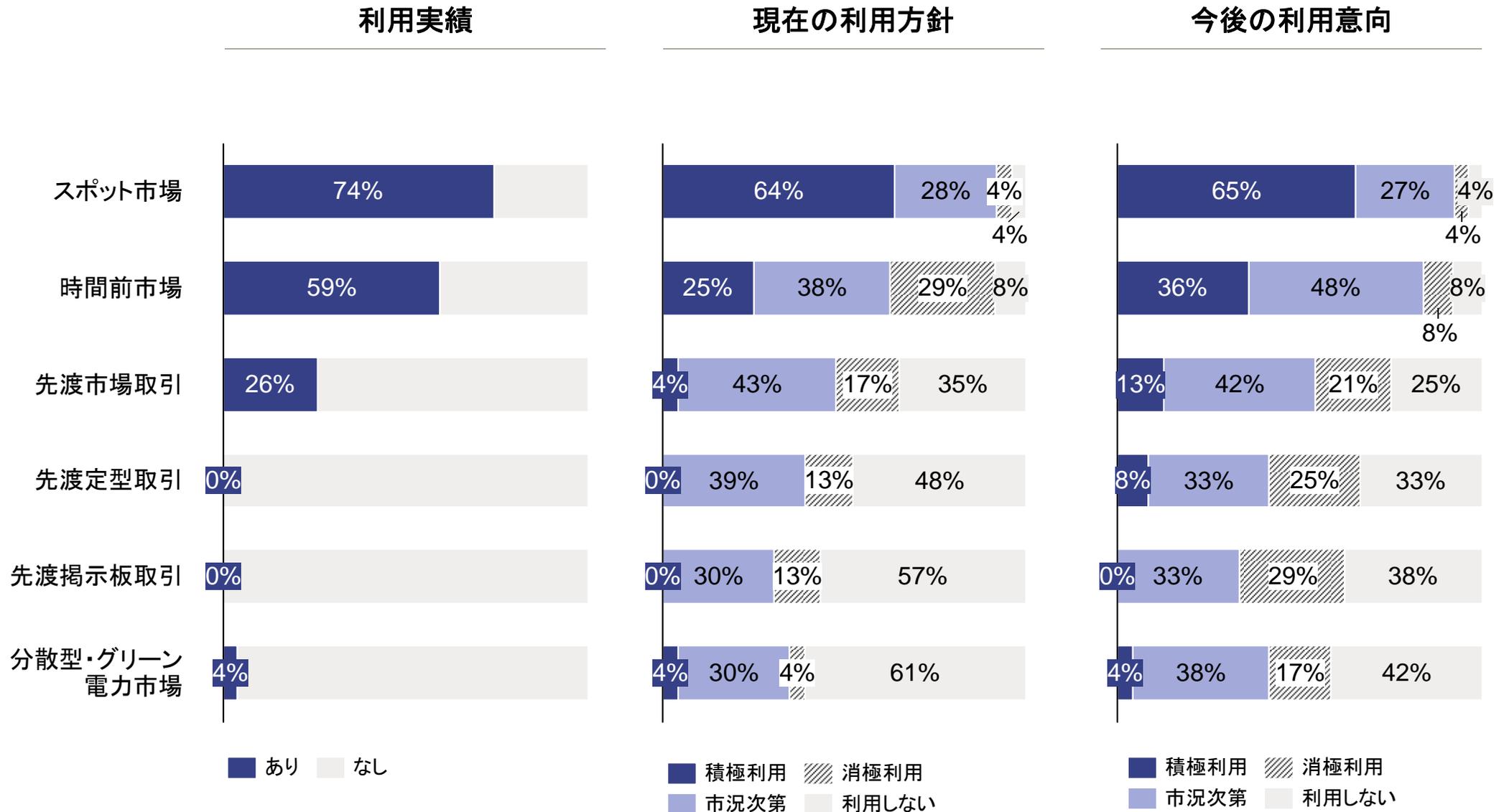
入会/未入会の比率



未入会の理由

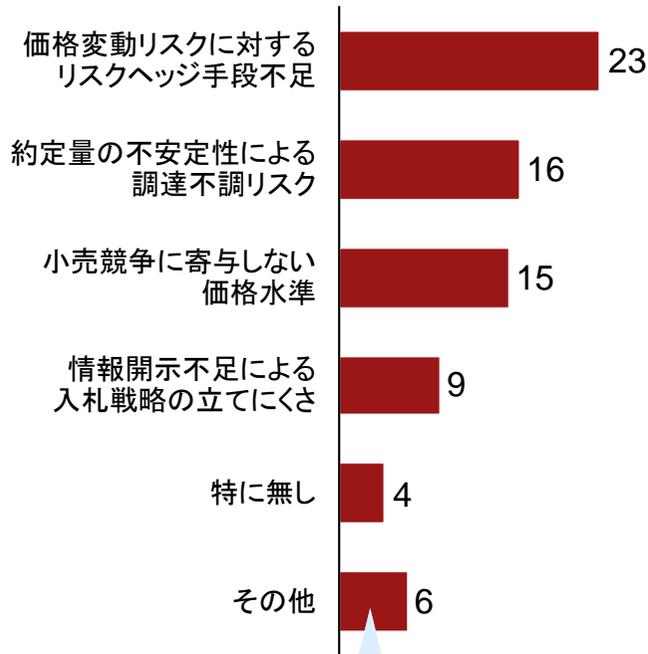


新電力はスポット市場・時間前市場の利用は比較的高いが、先渡市場の利用度は低い。各市場について、現在と比べると今後の利用意向はいずれも高まっているが、大きな変化は見られず先渡市場を中心に、消極的な意見も多い



比較的活用度合の高い、スポット市場、時間前市場、先渡市場取引については、「価格変動リスク」、「調達不調リスク」、「(高い)価格水準」に対する課題認識が強い

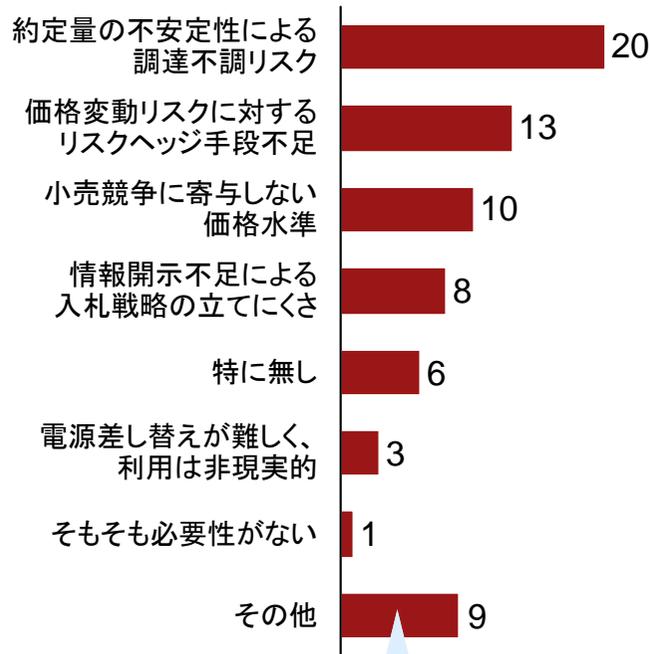
スポット市場



その他の主な意見

- 自家発電設備の余剰電力を積極販売したいが、その場合は現在締結している複数の電力会社から受給契約の見直しを要求されており、販売量を伸ばすことができない
- 入札から取引までに1日以上時間差があるため、需給の変動に対応できない場合がある
- 再生可能エネルギー(風力・太陽光)は発電量の予測が難しいため、土・日・祝日もスポット取引が行えないと、売買取引量が増やせない

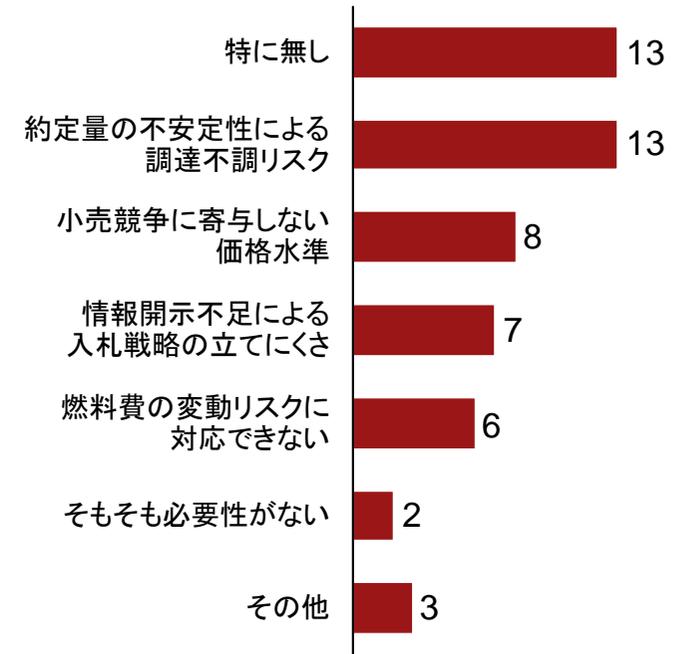
時間前市場



その他の主な意見

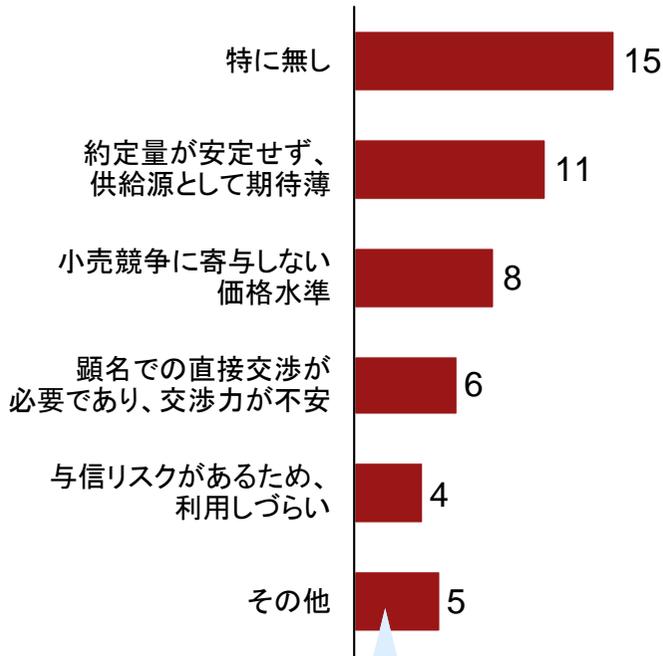
- 休日は閉場しているので、電源トラブル等のバックアップとして活用出来ない(同意見多数)
- 売買手数料がスポット取引と比べて割高
- 賠償弁済の適用範囲がスポット取引と比べて狭く、弁済リスク、負担が大きい

先渡市場取引



一方、先渡定型取引、先渡掲示板取引、分散型・グリーン電力市場については、利用実績も低いいため実利用において課題に直面することも少ないと考えられるが、課題は「特に無し」とする事業者が多い。次いで約定量の不安定性や、顕名での取引に対する抵抗感等が挙げられている

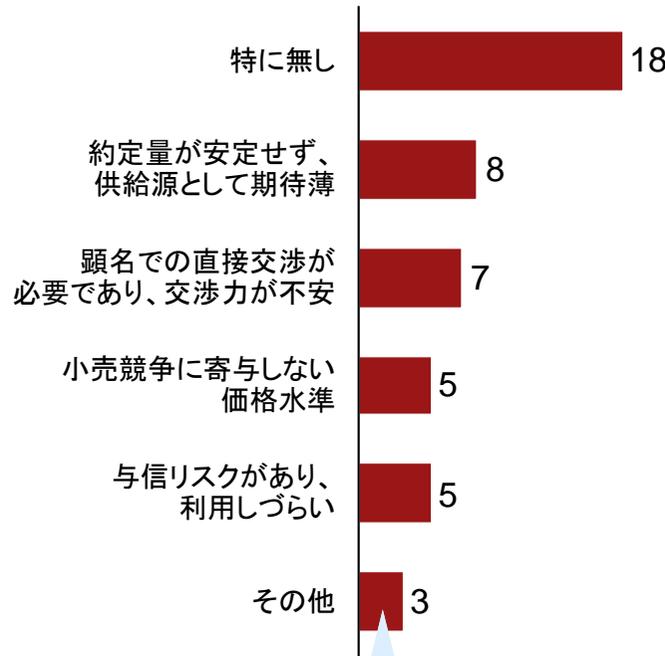
先渡定型取引



その他の主な意見

- 最終的に相対となり、手続き等に時間を要するため活用しにくい
- 接続契約含め手続きが煩雑
- 先渡定型取引は、相手先と直接交渉する必要があるため、確定に至るまでに若干の不安定さが残る

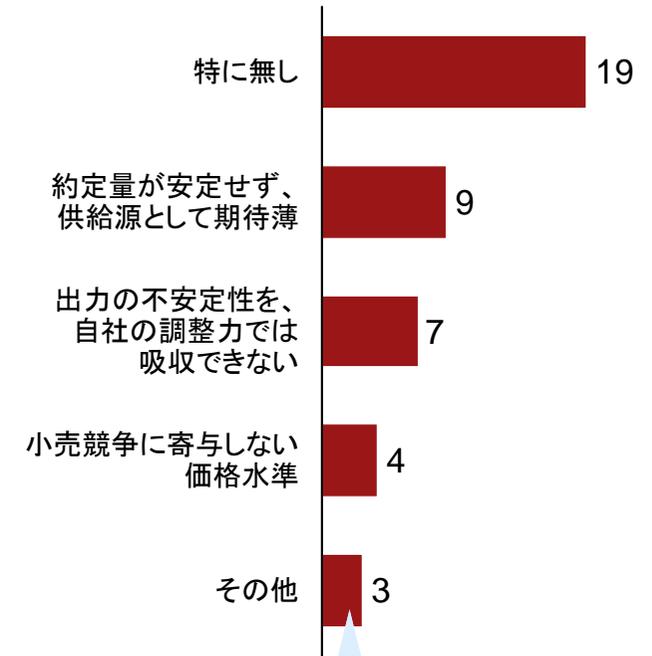
先渡掲示板取引



その他の主な意見

- 匿名でないため、自社の需給状況を公開することになるので利用しづらい。
- 先渡掲示板取引は、相手先と直接交渉する必要があるため、確定に至るまでに若干の不安定さが残る

分散型・グリーン電力市場



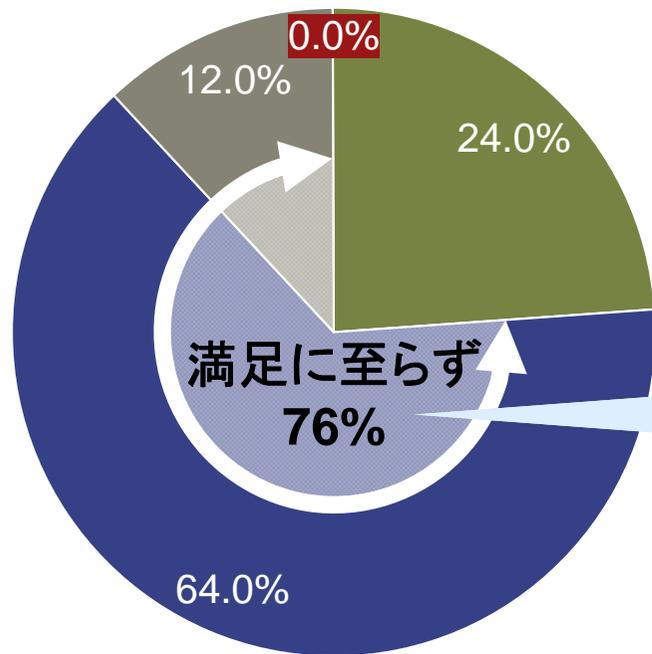
その他の主な意見

- 分散型・グリーン売電市場への売り手参加者が限定的
- 仮に電力取引が活発化した場合でも、一般電気事業者送電サービスセンター向けの系統接続手続きには最短でも2週間は見込む必要があるため、受給直前までの市況を参考にする場合は、構造的に多くの相対約定は難しい可能性がある

一般電気事業者の自主的取組が奏功し、現状には一定の満足もしくは改善に対する実感が得られているが、まだ不十分と感じている事業者が多く、特に約定価格の水準および変動の大きさについては、安定的な事業を行うための競争電源の調達先にはなっていないとの回答が多い

一般電気事業者の自主的取組を経た市場の状態への満足度

不満の理由(抜粋)



- 非常に満足
- 今後の更なる厚みの増加を期待しているが、現状としては満足
- 多少実感はあるが、満足には至らない
- 市場の厚みを実感することはなく、不満

- 現状では小売り競争力のある電源としては期待できない価格帯である
- 以前に比べると入札量は増えているが、それによって価格変動リスクが軽減されたという実感が無い
- 依然市場価格が不安定(小売りで使用するには高い)
- 一般電気事業者の需給状況により大幅に厚みが左右される。
- 量が増えても高い売り札では活用できない
- 一般電気事業者の供給力に依存した市場となっているため、瞬間的に高騰したり、下落するような市場状況では、売買を行う事業者が参入しにくいものとなっている
- 夏季の需給逼迫時においては、スポット市場価格が依然高騰している現状であるため、市場の厚みは増加したものの価格水準から勘案すると、満足には至らない
- 札が増加していることはデータをみればわかるが、約定価格へどう反映されているかは感じ取ることができていない
- 市場が必要な時に玉が少なく、価格の高騰が激しい
- 市場の厚みに対し、期待していた価格水準ではなかった
- 売り札の量が増えたことは認識しているが、夜間の量が多く、あまり活用できていないことや、一社のトラブル影響で価格が高騰するなどボラティリティが高いことなど、小売り事業者が供給力として当てにできるほど厚みが出ている状態とは程遠い
- 新電力事業は長期持続的成長と安定的化が重要との認識だが、その為には卸電力取引市場のForward商品の拡充とその厚みが不可欠

その他、JEPXには多様な改善要望が挙げられており、JEPXでの取引の活性化のためには、こういった利用者の声を継続的に収集し、改善検討を行っていく必要があるのではないか

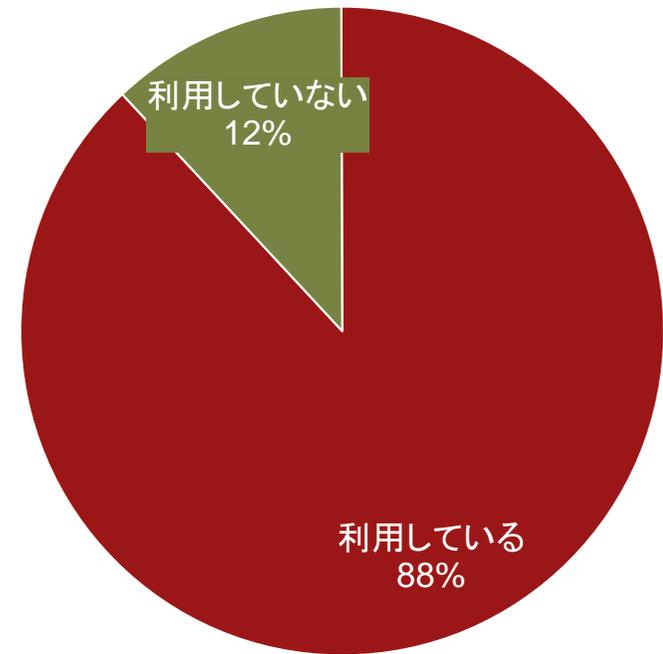
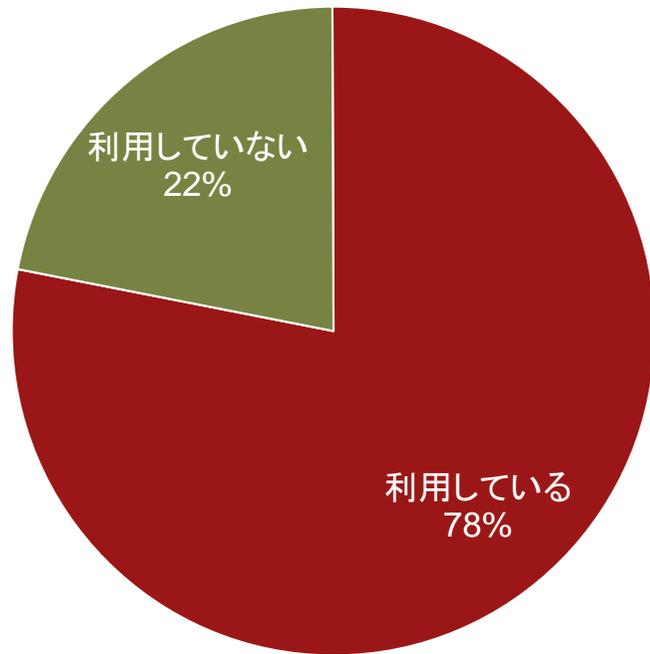
<p>商品の追加、仕様変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> 先渡取引市場における複数年商品の導入 時間前市場での土日の運用、また24時間365日対応 短期市場の創設(緊急融通の代替市場) 売買単位を1,000kWから100kW単位にしてほしい 時間前取引だけでなく、スポット取引も土曜日・日曜日・祝日の取引が行えるようにしてほしい
<p>ルール・条件の改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般電気事業者には、紐付けのルールが適用されないが、PPSには紐付けが義務付けられ、運用が複雑かつ面倒 月初精算データ開示の早期化、また請求書等のexcelやcsvでのデータ提供(現在はPDFや紙帳票で業務負荷が高い) 賠償弁済額の請求書はエリアごとではなく、発電所ごとに作成してほしい(PDFに加え、エクセル等でのデータ提供) 入札可能時間帯を長くしてほしい 売買決済のタイミングの違いによる手元資金不足解消のため、売買代金の決済タイミングのミスマッチの短縮、相殺ネットティング、買代金を計算する際の買い上限額に適用される決済預託金預託係数の定期的、かつ定量的な見直し等
<p>市場監視</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同一の紐付け電源における、大幅な入札単価の上昇(価格吊り上げ)の監視 取引所価格の急激な変動の抑制強化 市場分断抑制の取り組み 健全な市場形成を阻害する目的による出し惜しみや、大量の売りが過度に反応することのないような監視の強化が必要
<p>運営体制 (公平性の観点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務局のマンパワー不足 JEPXの理事に事業者が入ったまま運営されている。公平性を追求する観点から、中立にすべき
<p>情報開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電気の出し手の量やタイミングを3ヶ月~1年先まで公開し、先の見通しが立つようにしてほしい 一定規模以上の発電所について、定期点検スケジュールや停止計画(発電できない状態)の開示をJEPXないし広域的運営推進機関が音頭を取って推進すべき。市場の活性化と共に、当該事実を知っている事業者だけが有利な入札スタンスを取れる可能性があるため 賠償弁済の考え方はエリア別の約定量の3%を基準としているが、エリア別約定量は一ヵ月後の公開となるため、翌月頭にしか賠償弁済額がわからないこと
<p>情報システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> SPOTキャンセル後の時間前市場の持ち替えにかかる時間短縮化(今は時間がかかりすぎ対応できない場合がある) 震災時等においても取引所を開場できるような体制づくりが必要 時間前取引の入札時にCSV取り込み、約定時のファイル名の変更(受渡日、時間前市場の場がわかるもの) 取引代金決済口座も取引システムから確認できれば良い
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務局機能の強化(商品開発、システム開発、ルール検討の体制などが弱いと感じている) JEPXにはもう少し決算の迅速化を切に願う

常時バックアップの活用状況

各エリアにおいて、常時バックアップの利用率は総じて高く、新電力にとって重要な供給源として利用されている。また新しい枠組みでの常時バックアップも概ね利用率が高いことから、従前の常時バックアップと比べると、競争促進といった目的に資するものとなっていると考えられる

各エリアで事業展開する新電力における、
常時バックアップの利用状況

常時バックアップ利用企業における、
新しい枠組みでの常時バックアップ利用状況



n=70

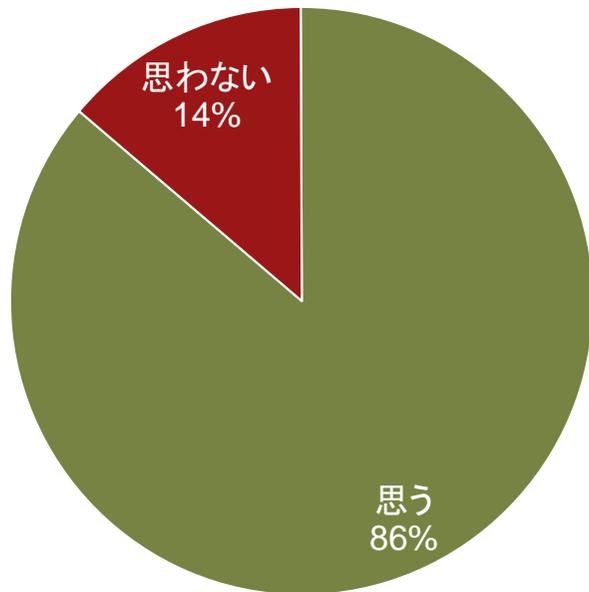
事業展開中の新電力を対象に回答を集計。
対象の一般電気事業者毎に回答を得たため、事業者によっては
複数の回答を含む

n=44

常時バックアップ利用中の新電力を対象に回答を集計。
対象の一般電気事業者毎に回答を得たため、事業者によっては
複数の回答を含む

「新しい枠組みでの常時バックアップ」の取組のうち、量の確保については、多くの新電力が一般電気事業者の取組を評価しているが、一部の一般電気事業者の取組について、「電力システム改革専門委員会報告書」の趣旨に沿っていないとの声もある

新しい枠組みの常時バックアップ利用者のうち、各一般電気事業者により、量の確保について適切に配慮がなされていると思うか

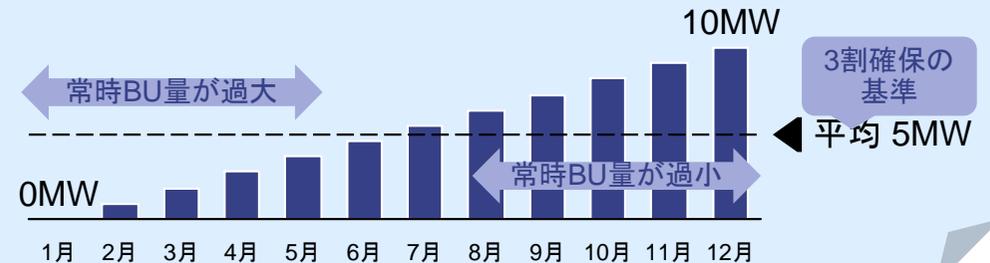


n=43
常時バックアップ利用中の新電力を対象に回答を集計。対象の一般電気事業者毎に回答を得たため、事業者によっては複数の回答を含む

新しい枠組みでの常時バックアップにおける、その量の確保について「適切に配慮がなされていない」との回答の詳細

- 契約電力が1年を満たずに減少する場合の違約金の取り決めについて、モラルハザードを抑制するための意図は十分理解するものの、実量制需要家や入札敗戦等により、契約電力量が減少する場合にも違約金が発生するため、当該不確実性リスクを織り込む必要があり、小売増加分の3割を確保するうえでの障害となっている
- ●●電力殿については、1年間の小売契約計画に基づく増加分3割の受給という考え方であり、常時バックアップの枠取りが期初は過大となり、逆に期末には過少、という構造になる確度が高い（同意見複数）
 - 例) 基点時点0MWから12カ月後に10MWに各月等分で増加させていく場合、当該期間の平均小売契約量5MWの3割が常時バックアップの契約電力量となる

1年間の需要増加計画(1月起点の場合の例)



- 供給量については、ベース電源代替として常時バックアップを活用することで新電力が顧客開拓をしやすくする環境を実現するという観点から、当面の措置として、新電力が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて常時バックアップが確保されるような配慮を一般電気事業者が行うことを求めることとする(既存需要に係る常時バックアップの量は現行の枠組みでの交渉が引き続き可能)。そのため、ある基点を前提に常時バックアップの利用枠管理を行うこととし、新電力の需要拡大量(託送供給に係る契約電力(kW)の拡大量)に一定割合(3割程度)を乗じたものを「常時バックアップ利用枠(kW)」とする。
- 一定割合(3割程度)の根拠としては、基本方針で「一般電気事業者のベース電源比率を勘案した供給量を目安」とすると明記されていることを踏まえ、例えばベース需要に着目した以下の算定方法で計算すると、約26%。なお、ベース電源比率は、当面の措置という位置づけから、すべての一般電気事業者の平成23年度実績を参考に全国一律で3割程度に設定し、毎年の見直しは行わないこととしてはどうか。

$$\text{常時バックアップ利用枠(kW)} = \text{一般電気事業者のベース電源比率相当【3割程度】} \times \text{新電力の需要拡大量(kW)}$$

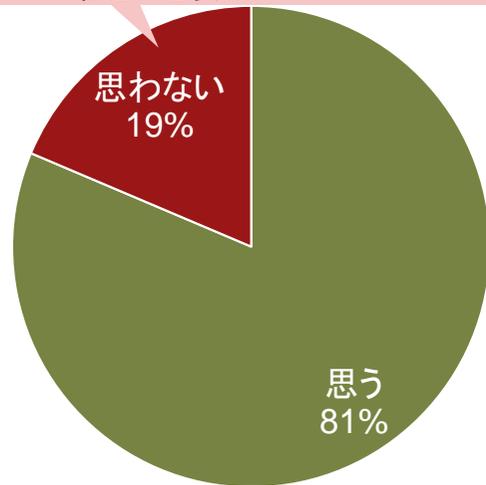
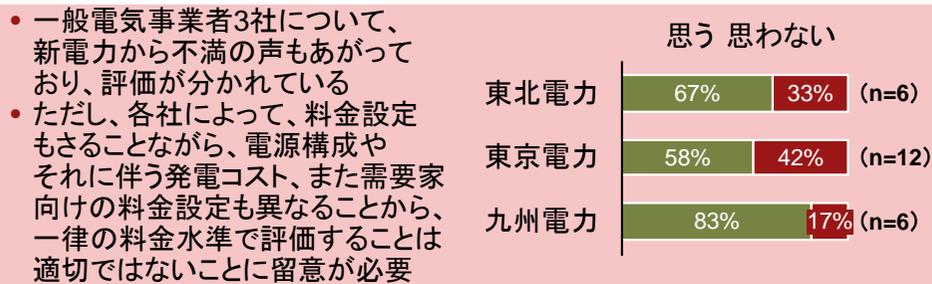
$$\left[\frac{\text{オフピーク夜間時最小需要電力(kW)}}{\text{ピーク昼間時最大需要電力(kW)}} \div \text{不等率} \right]$$

(注)不等率とは、一般電気事業者の需要カーブからベース電源比率を想定した値(率)が「個々の需要の合成値」である一方で、新電力の需要拡大分の契約電力は「個々の需要の合計」であることから、これを補正するための値である。

- 新電力の需要拡大量については、「過去実績」とした場合には過去の需要の変動が大きく、向こう1年間の需要拡大量を想定することには限界がある。一方、「新電力による将来見込み」とした場合も同様である。
よって、**新電力による需要拡大量を最大限反映させるため、「新電力からの要請に応じて、一定期間の託送供給に係る需要拡大量」の一定割合を目安に、常時バックアップに係る契約の締結又は変更をすることとしてはどうか。**
- 新電力の需要拡大量を計算する際の「当初基点」については、上記の仕組みへの切り替えの直前時点としてはどうか。

また、料金体系については、“ベース電源としての活用に資する”という、「電力システム改革専門委員会報告書」の趣旨に対し、電力会社によって評価の差が大きく、その理由として料金水準が挙げられている

新しい枠組みの常時バックアップ利用者のうち、各一般電気事業者が設定する常時バックアップの料金体系がベース電源としての活用に資するものになっていると思うか



n=43

常時バックアップ利用中の新電力を対象に回答を集計。
対象の一般電気事業者毎に回答を得たため、事業者によっては複数の回答を含む

新しい枠組みでの常時バックアップにおける、その料金体系について「ベース電源としての活用に資するものになっていない」との回答の詳細(抜粋)

- 電力殿の常時バックアップ電力量料金はベース電源の単価としては高い水準にある。小売料金との整合性という観点からは、やむをえない面があるのは理解できるが、基本料金と電力量料金のバランスという点では、他社との隔たりが大きいように感じる
- 実際のベース電源として想定される石炭火力等と比較すると価格的に高い
- ベース電源代替として100%稼働率で常時バックアップ料金と一般電気事業者の需要家に対する小売料金から託送費用を減じた料金(営業費用は含まず)を比較した場合、常時バックアップ料金は高い料金となっている
- 特高供給においては、季別メニューにおいて、経費まで考慮すると整合性が取れていない可能性が高い
- 料金が割高なため、ベース電源として活用できない

(参考①: 新しい枠組みの常時バックアップ非利用企業の回答)

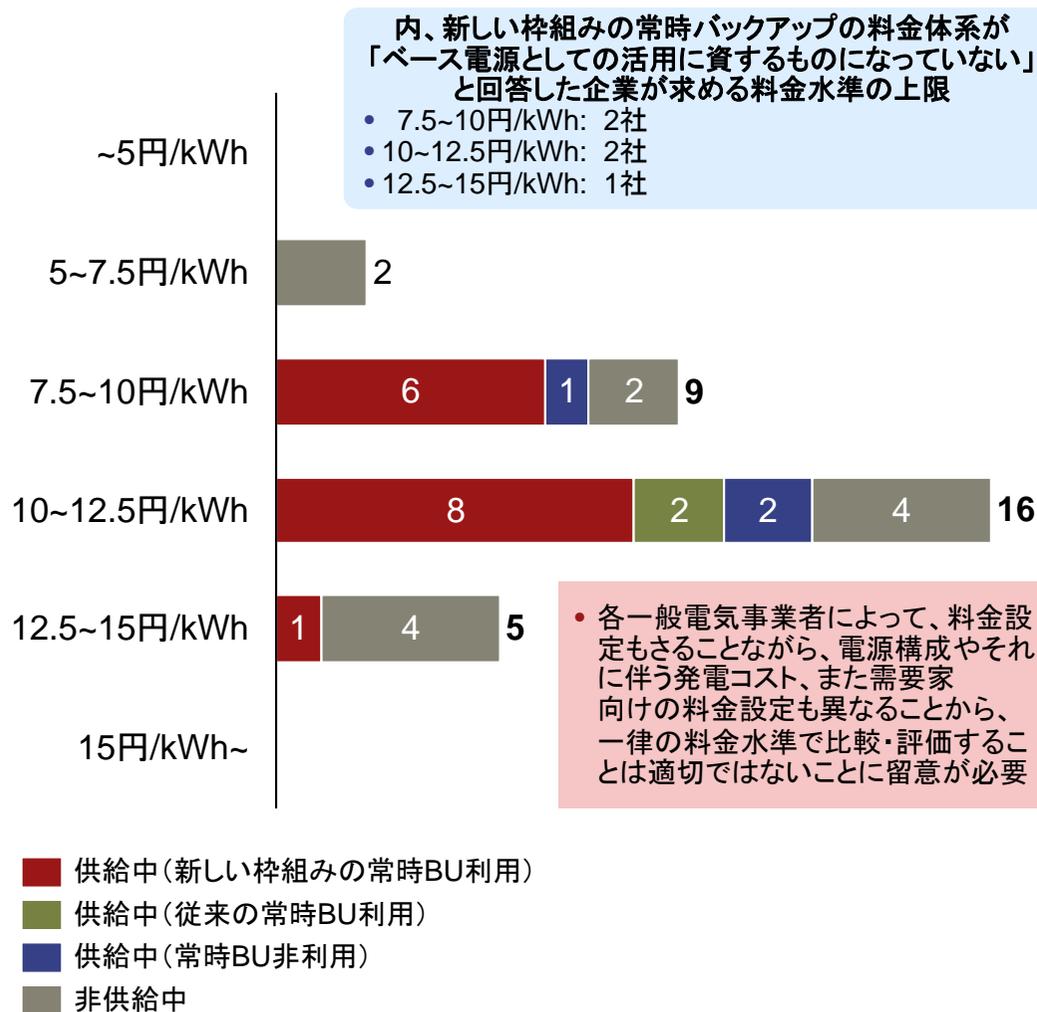
- ベース電源としては、「小売料金」から「託送料金」と「営業経費」を引いたものと比べて価格が高い

(参考②: 常時バックアップ非利用企業の回答)

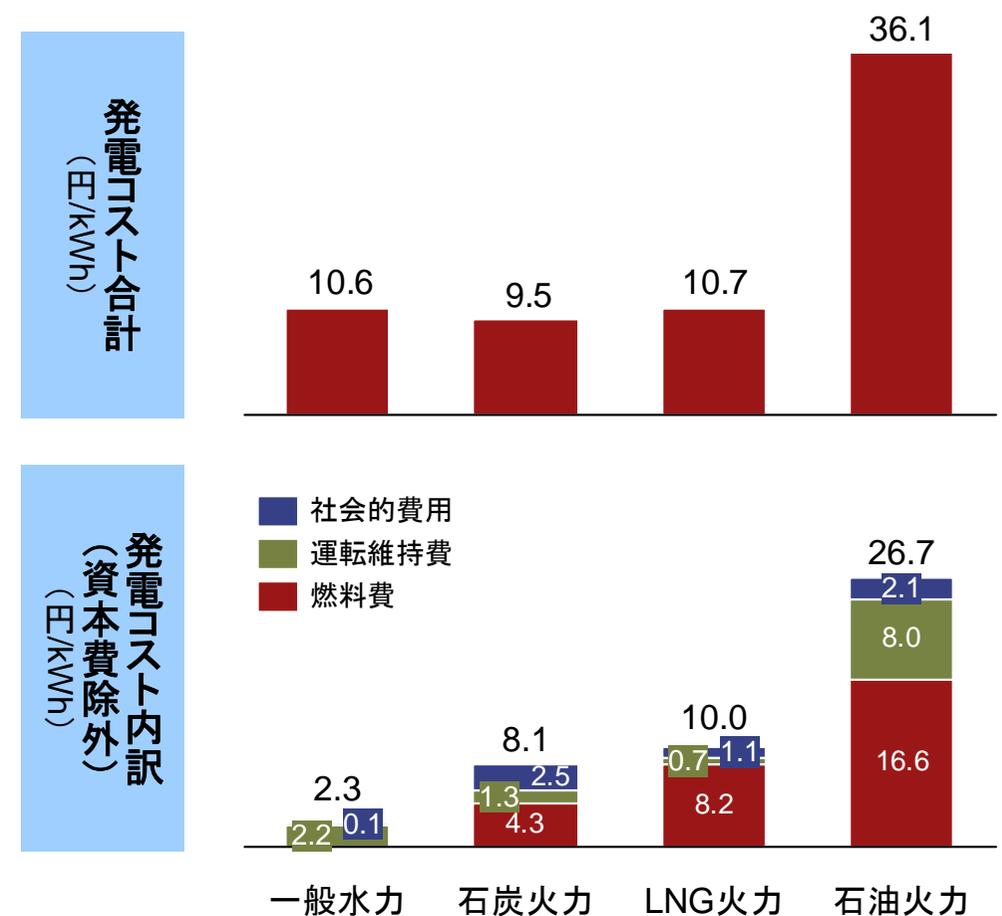
- 料金体系が変更されて料金に変更前に比べて安くなっていますが、まだ高いと思います
- 価格体系が見直されても、依然として価格レベルが高く、自前でベース電源を確保する方が価格競争力がある

常時バックアップに対して、「10~12.5円/kWh」程度の単価水準を求めている新電力が最も多く、“ベース電源としての活用に資する”という趣旨に対して、極端に安すぎる水準を求めているわけでもないと考えられる

常時バックアップに求める料金水準の上限(全体)

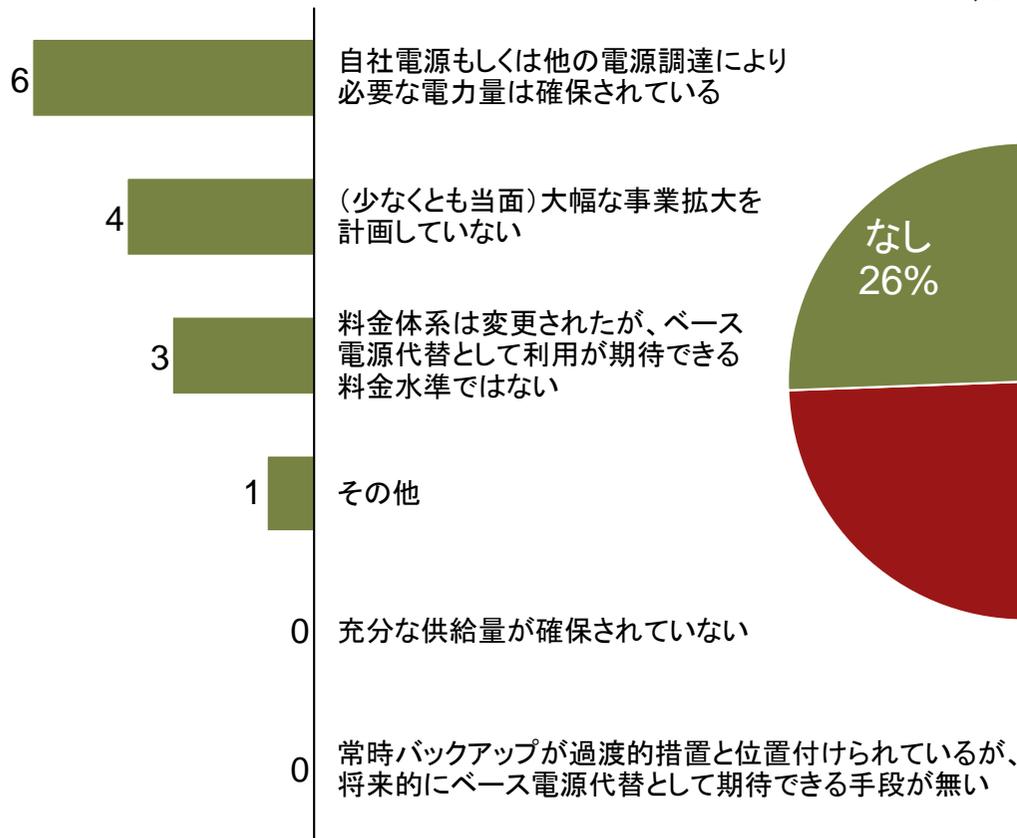


(参考)
電源別の発電コスト
(コスト等検証委員会による試算(2010年新設モデル))



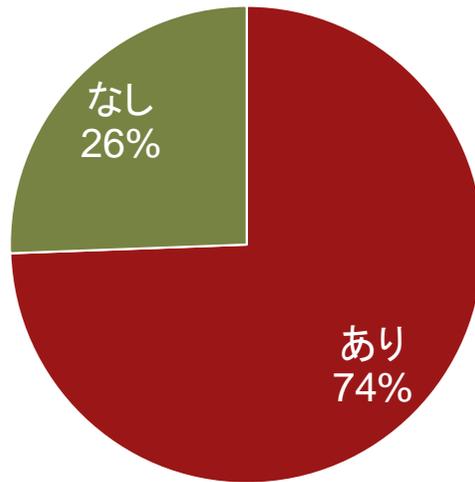
多くの新電力が、引き続き常時バックアップの利用・拡大の意向を示しており、常時バックアップの拡大意向が無いものも含め、その理由を見ると、現状においては競争を通じた事業拡大を行う際に、供給力として不可欠であることが見られるが、必ずしも料金水準には満足していないと考えられる

常時バックアップの利用・拡大意向が無い理由(複数回答)

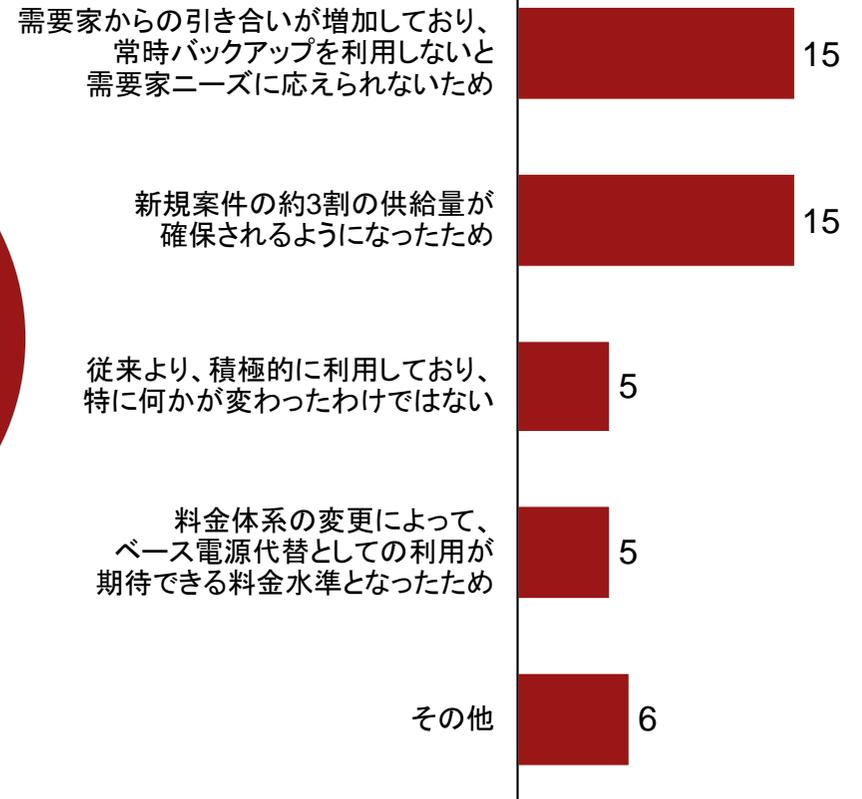


常時バックアップの利用・拡大意向

(n= 39)

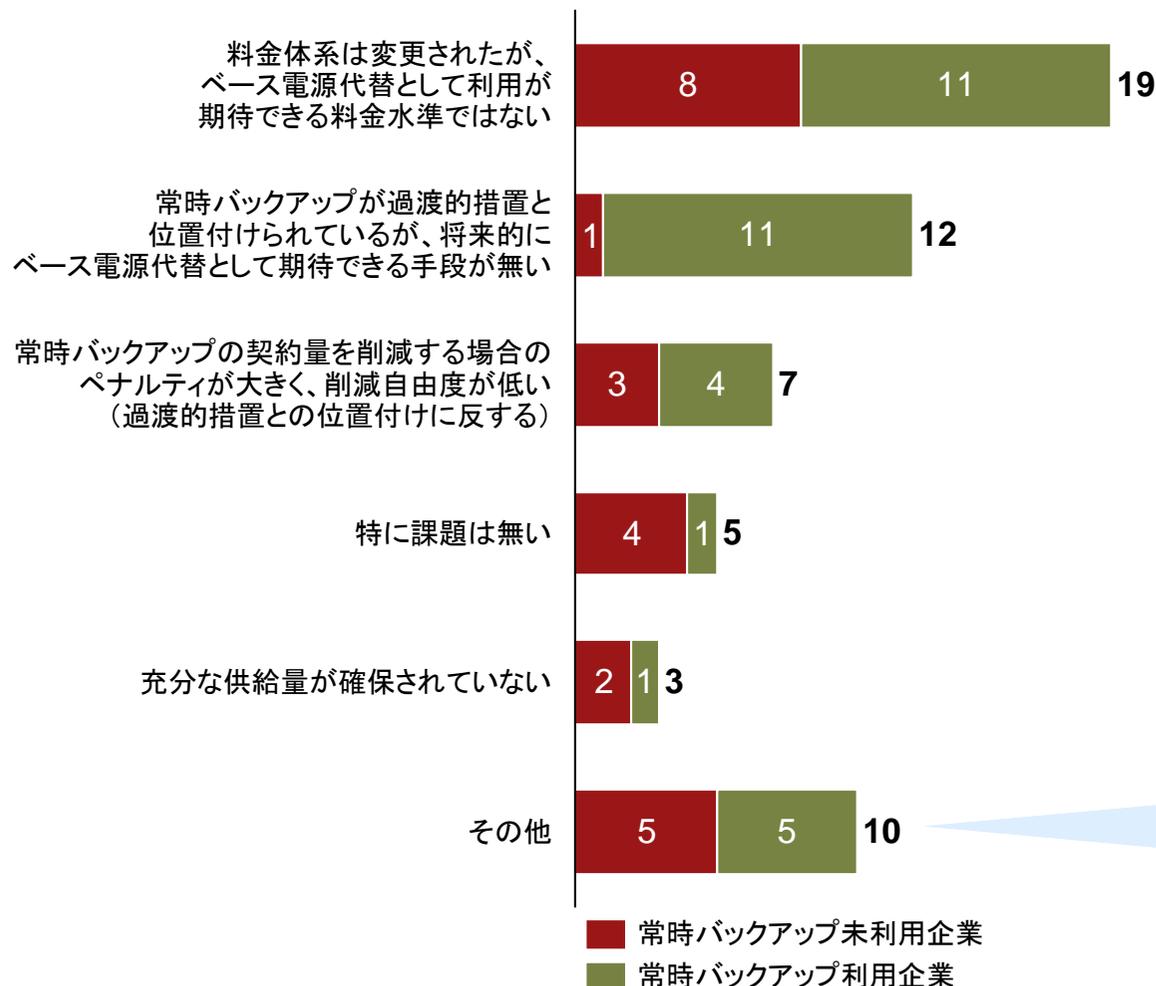


常時バックアップの利用・拡大意向がある理由(複数回答)



常時バックアップの利用・未利用を問わず、料金水準についてはベース電源代替に資するものではないとの課題認識が多い。一方、量の観点に関しては課題として挙げている企業は少ないが、過渡的位置付けにも関わらず、常時バックアップの量の縮小の自由度が低い点、また常時バックアップ廃止後の代替手段への不安といった意見も見られる

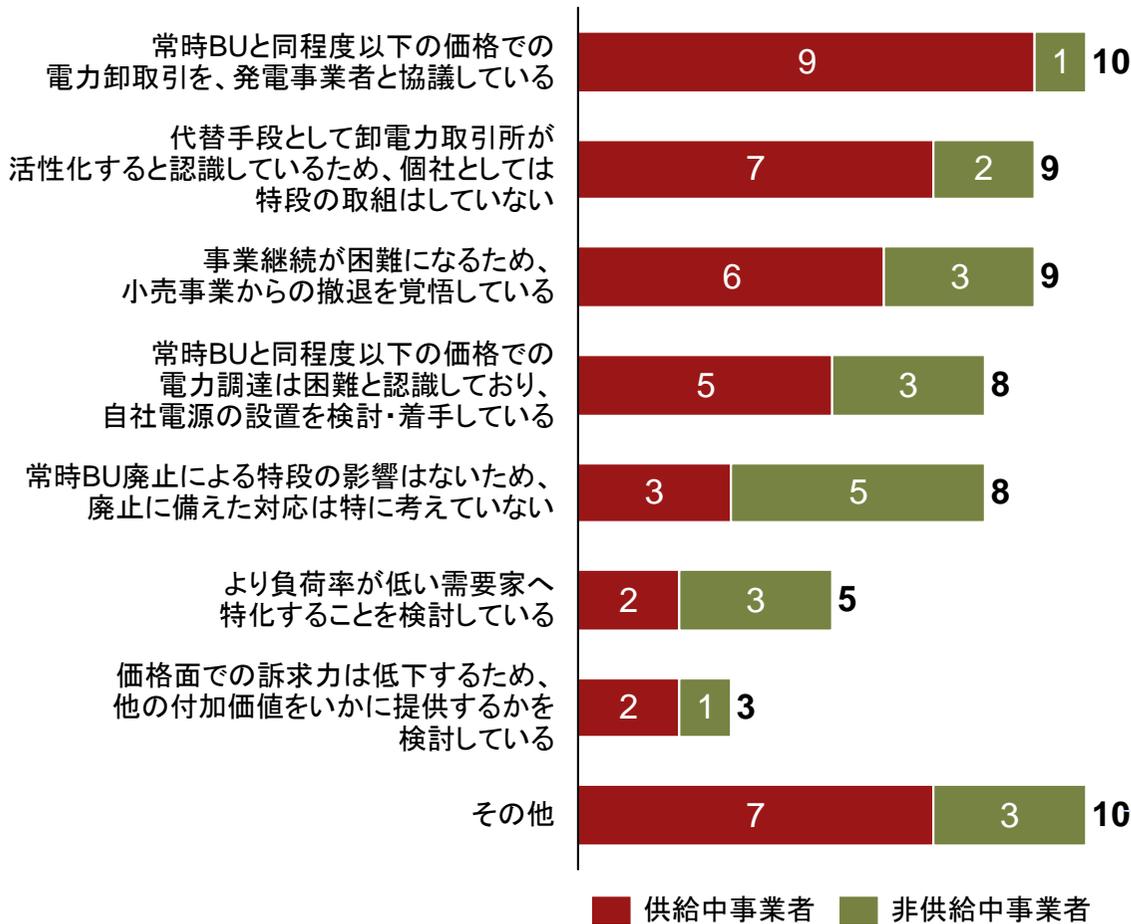
常時バックアップに関する課題認識(複数回答)



- <常時バックアップ利用企業>
- 新しい枠組みの常時BU(需要拡大量の30%)に加え、既存分は維持されることと位置づけられたが、電力会社によってはこの既存分の契約電力の縮小を要請されることから、長期のベース電源としての利用が難しい
 - 操業変更等によってベース電力が変動する可能性がある場合、前日12:00以降に計画変更が可能になるとよい
 - 価格についての協議において交渉の余地がない
 - 常時バックアップ供給増量の申込時期が、新規需要確定時期より早いタイミングを希望されるため、新規需要への供給開始より増量のタイミングが少なからず遅れる
 - 増量の申し込み期限が前日までの会社もあれば、2ヶ月前までの会社もあり、各社の対応にばらつきがある

- <常時バックアップ未利用企業>
- 「ベース電源代替」という位置付けのみがクローズアップされており、「ミドル電源」としての役割期待に対する議論がなされていない
 - 契約交渉/締結先が、中立な存在ではない
 - 常時バックアップの料金を公開されていないので検討を十分できない

常時バックアップは卸電力市場が活性化するまでの過渡的措置として位置付けられているところ、新電力各社には、市場の活性化に対し受け身な事業者だけでなく、卸取引の協議や自主電源設置の検討など、積極的な代替策確保に向けた動きも見られる一方、事業撤退の覚悟や、規模拡大の停止、対象とする顧客の絞り込みの検討など、将来の供給力確保への不安が見られる



- <常時バックアップ利用企業>
- 常時バックアップの廃止時には、新電力にとって卸電力市場の活性化(Forward商品の拡充等)が重要であり、その担保なく常時バックアップを廃止されたら、新電力にとって未来はないと考える
 - 常時バックアップの廃止においては、小売料金の適正水準が新しい電力業界で提供されているか否か、廃止によってその状況に悪影響がないかといった視点も加えて欲しい
 - 常時バックアップが廃止されるタイミングに、事故等でJEPXの価格高騰時期が重なった際は厳しい状況になりかねず、現状の対応としては需要の拡大を進めず様子を伺っている
 - 部分供給を検討予定

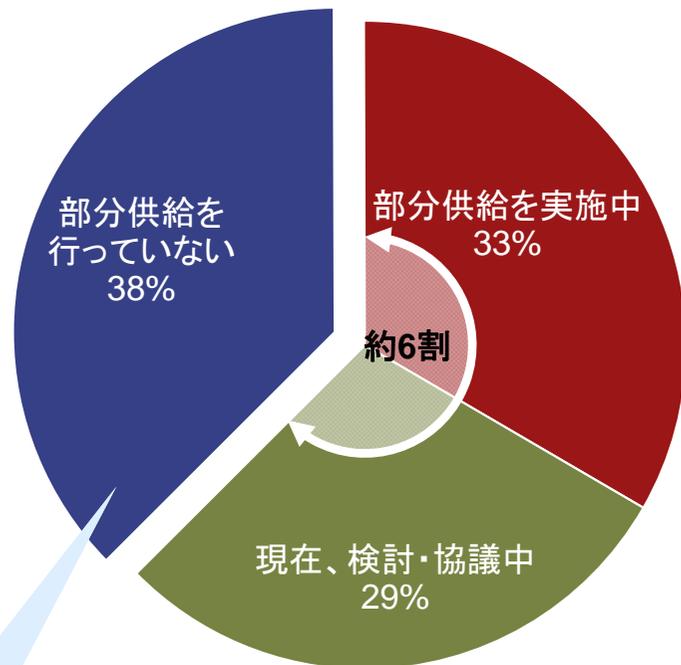
- <常時バックアップ未利用企業>
- 自主電源は、紙パルプ工場に併設された火力発電所で十分な発電量があることから、常時バックアップの必要のない専用配電線を用いた特定規模電気事業にシフトして行くことも考えている

過渡的措置である常時バックアップの廃止に向けて、今後どのような取組や、どのような市場環境が整うことが必要か

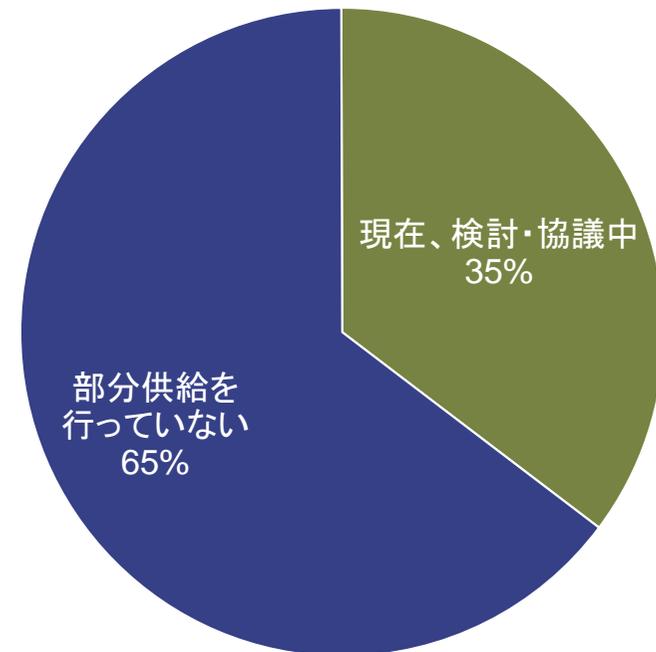
部分供給への取組状況

新電力のうち、事業開始済みの事業者では約6割、事業準備中の事業者でも3割超が部分供給を実施中もしくは実施に向け検討・協議中となっており、また部分供給を行っていない理由は需要家のニーズが無いとの理由が最も多いことから、需要家が希望した場合には、部分供給が供給選択肢のひとつとして活用されつつあるとみられる

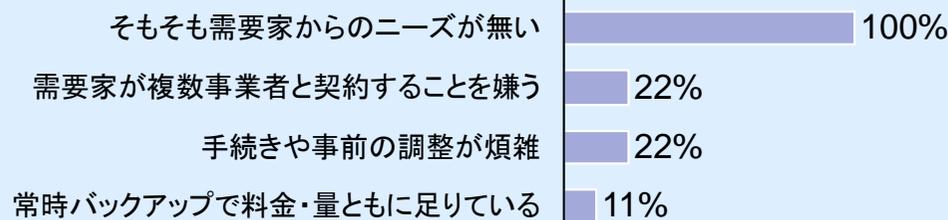
新電力事業開始済みの事業者における取組状況



新電力事業準備中の事業者における取組状況

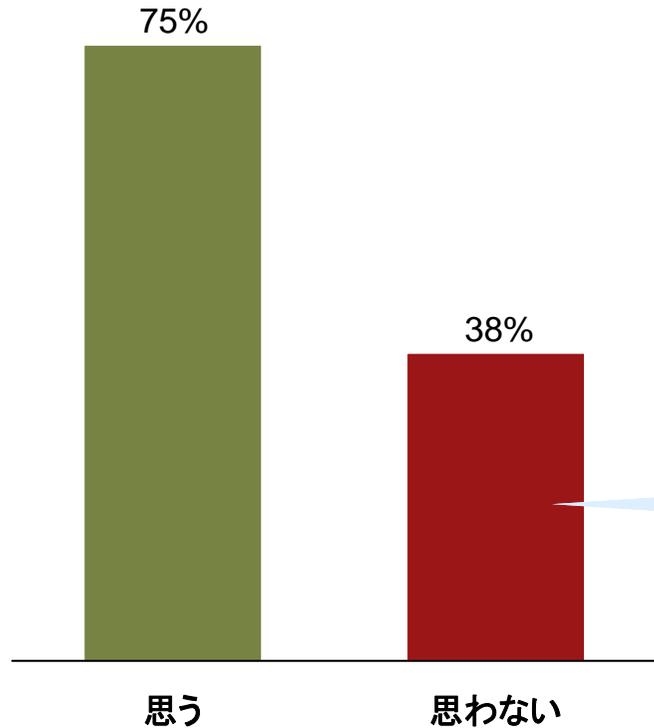


部分供給を行っていない理由(複数回答)



一般電気事業者の部分供給への取組について、「部分供給に関する指針」に沿った対応が行われているとの評価が大半ではあるが、一部では「部分供給に関する指針」に沿った対応が行われていないとの声もある

一般電気事業者は「部分供給に関する指針」に沿った対応をしていると感じるか
(部分供給実施企業の回答 (N= 8))



一般電気事業者によって、評価が異なる場合は、両方を回答することとしているため、合計は100%とならない

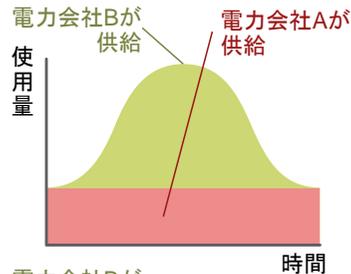
「部分供給に関する指針」に沿った対応がなされていないとの回答の詳細(抜粋)

- 横切り型におけるベースラインの取り決めについて、ベース供給分の負荷率が必ず100%であることを条件としている一般電気事業者があり、実質的に部分供給を行える施設に限られる(同意見複数)
- 「指針」の3.具体的な実施方法の冒頭に「なお、これらのパターン以外の方法による部分供給を否定するものではない」という文章に則り、負荷変動がある需要家に対しベース供給者と負荷追随供給者それぞれの契約電力を定め、その契約電力を基に各供給者が契約上の責任を負う形の部分供給の協議を申し入れたが、負荷追随型が該当するという回答のみで、協議に応じて頂けなかった経緯がある
- 「部分供給に関する指針(以下、指針)」に記載されている「ベース供給とは基本的に負荷追随を行わず、一定量の電力供給を行う形態の電力供給を指す。」という文言を逆手に取るように「ベース供給分が負荷変動する場合は横切り型が対象とならなず、負荷追随型になる」と主張。この場合、負荷変動がある需要家は横切り型部分供給を全く検討できない可能性が高い。どの需要家においても負荷変動は起こり得るもので、そういった需要家が横切り型を検討できないというのは如何なものか

「部分供給に関する指針」に沿った対応が行われていないとの指摘の多くは、「部分供給に関する指針」に例示されている以外のパターンの取り扱いについてのものであり、同様の指摘は需要家からも複数の相談が持ち込まれている

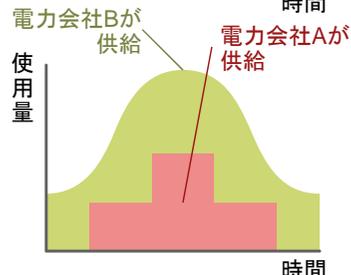
「部分供給に関する指針」に例示しているパターン

パターン①
「横切り型」



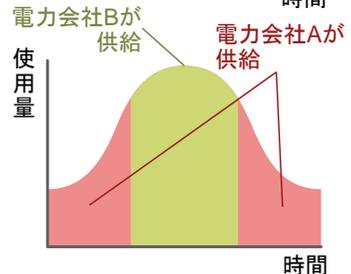
- 一般電気事業者(又は新電力)が一定量のベース供給を行い、新電力(又は一般電気事業者)が負荷追随供給を行う供給形態
 ベース供給とは、負荷追随を行わず、一定量の電力供給を行う形態の電力供給を指す

パターン②
「通告型」



- 新電力(又は一般電気事業者)が通告値によるベース供給を行い、一般電気事業者(又は新電力)が当該ベース供給(通告値によるも)を除いた負荷追随供給を行う供給形態

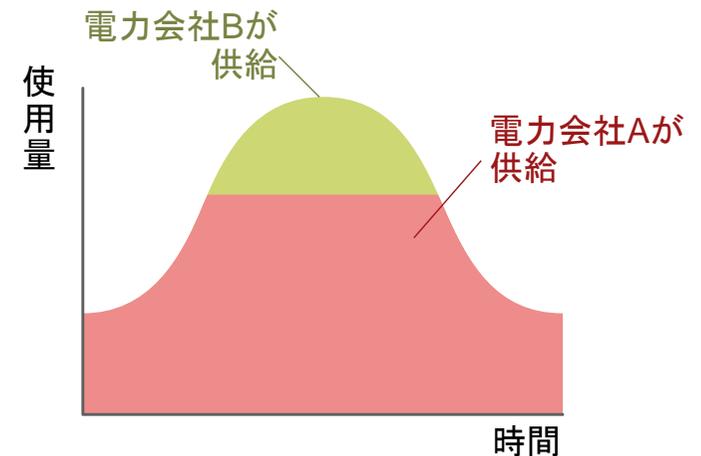
パターン③
「縦切り型」



- ある電気事業者(一般電気事業者又は新電力)が一部の時間帯に負荷追随供給を行い、他の電気事業者がそれ以外の時間帯に負荷追随供給を行う形態

協議により実現した部分供給パターン

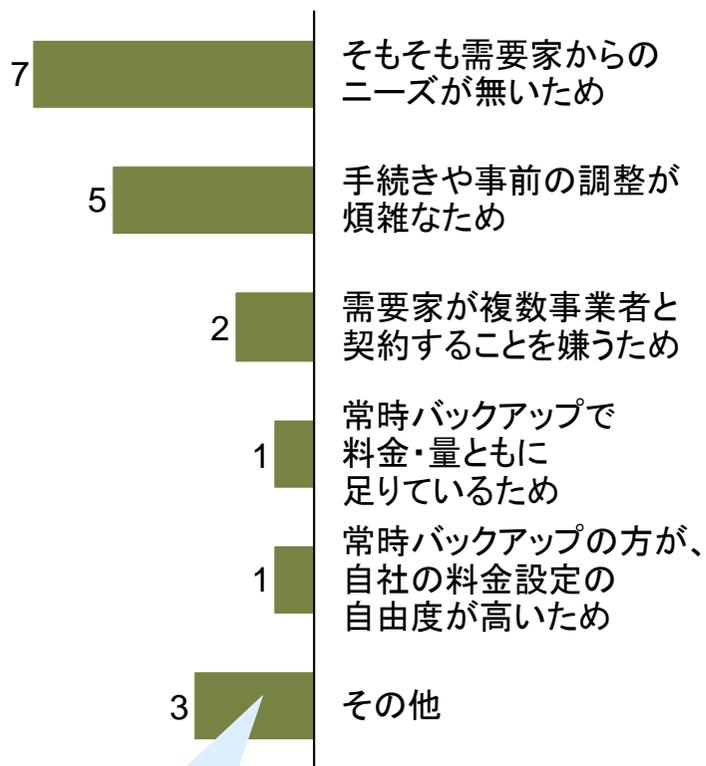
- 一般電気事業者(又は新電力)が一定量までの負荷追随供給を行い、新電力(又は一般電気事業者)が一定量以上の負荷追随供給を行う供給形態
 - 需要家の需要カーブは季節によっても異なることから、需要家の要求を最大限踏まえ、供給の在り方の選択肢を拡大するため、パターン①で言うベース供給を担うとされている電気事業者が、量を閾値に時間帯によっては負荷追随を行うもの



部分供給の実質的な取組は始まったばかりであり、「部分供給に関する指針」の解釈や運用、また協議における誤解も発生していると想定される。指摘のあった一般電気事業者に個別に確認を行った結果、いずれも例示以外でのパターンでの供給の受け入れが確認されており、今後も部分供給の導入趣旨を踏まえた対応が期待される

「部分供給に関する指針」により、環境整備がなされたことで、需要家ニーズに応え部分供給に前向きな事業者が多い。部分供給への取組意向が無い事業者もあるが、その理由は需要家ニーズが無いことが一番の理由であり、需要家ニーズ次第で選択肢が拡大してきている様子が伺える

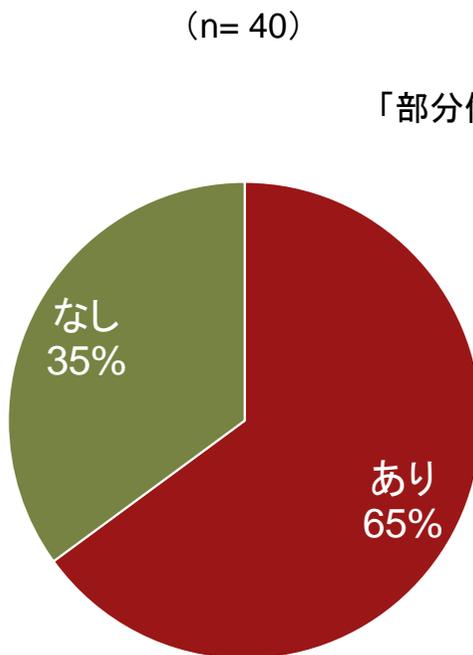
部分供給への取組意向が無い理由
(複数回答)



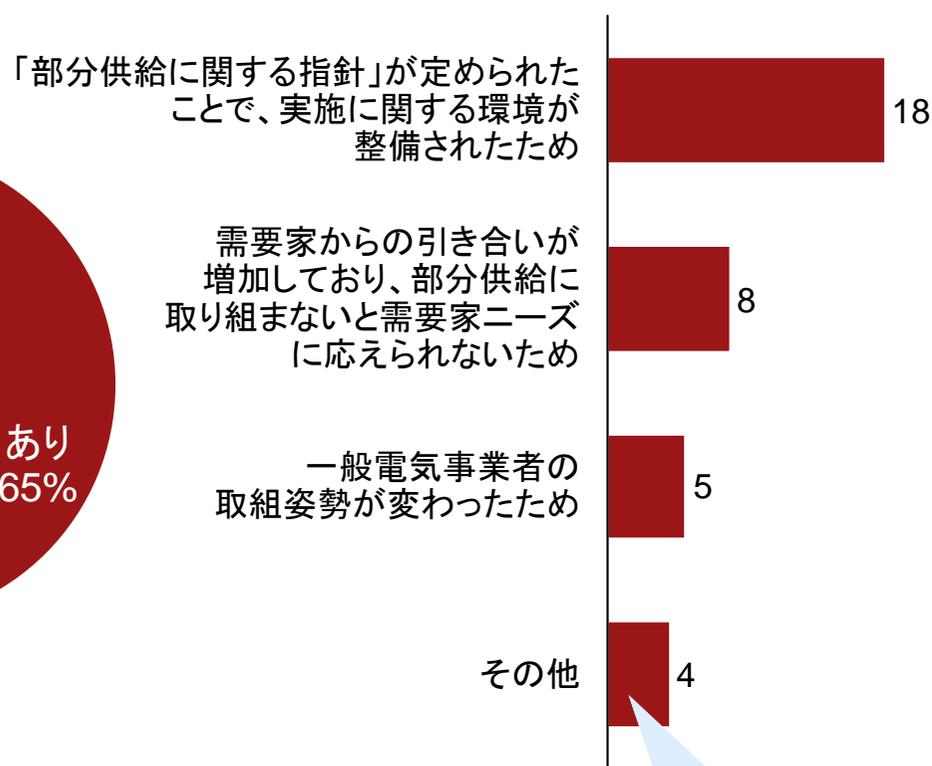
その他の主な意見(抜粋)

- 電気料金の請求業務が煩雑になることは避けたいため
- 需要家からの要望があれば検討するが、積極的にニーズ掘り起しまでは検討していない

部分供給への取組意向
(n=40)



部分供給への取組意向がある理由
(複数回答)



その他の主な意見(抜粋)

- 事業開始当初から常時バックアップではなく、部分供給の形態での供給を行うべく、積極的に営業活動を行っている
- 事業開始後、需要家のニーズがあれば供給を検討していく意向
- ピークカット電力を供給して、基本料金の削減を弊社お客様に提案できる

ただし、部分供給を今後更に円滑に行うために、供給形態(P.33同様)の他、部分供給により需要家負担が増えるような価格設定の是正、また実運用面での改善等、更に環境整備に努める必要性も指摘されている

供給形態 (P.33同様)

- 横切り型部分供給において、「指針」には「ベース供給とは負荷追従を行わず、一定量の電力供給を行う形体を指す。」とあるが、「ベース供給とは契約電力値までの電力供給を行う形体を指す。」と定めることで、負荷変動がある需要家も横切り型を検討することが可能となる。また、「負荷追従を行わず、一定量の電力供給を行う」とは年負荷100%の範囲となってしまう、その様な範囲は全ての需要家においてほぼ皆無であることが想定される。「ベース供給とは負荷追従を行わず、・・・」の定めがあるがために需要家の検討範囲を狭めている可能性が高い
- 負荷追従を行う横切り部分供給を一般電気事業者に拒否される場合があり、「需要家の要望を最大限踏まえた対応」とならないケースが発生し、部分供給の拡大の阻害要因となることから、両社が負荷追従を行う横切り部分供給を例示するなどベース供給の定義を見直していただきたい

需要家向けの 料金設定

- 部分供給実施時に、一般電気事業者から需要家の供給について、従来メニューを引き継げるようにしてほしい。
(従来に比べて、一般電気事業者の供給部分が割高な料金になってしまう。新電力が割引をしても、トータルでメリットが出ない。)
- 部分供給を選択すると一般電気事業者の供給単価が以前の契約単価に比べて高くなります。(類似の使い方をしているお客様単価より極めて高く、標準料金メニューを選択するしかない)。
- 一般電気事業者が適用する価格が、部分供給により高負荷率になるにも関わらず現行料金よりも高くなる場合があるため、最低でもベース部分については現行料金で供給すべきである。

実運用面での 配慮

- 横切り型部分供給時の同時同量データの提供について、供給対象部分のみのデータ提供が不可能との話があるため、一般電気事業者での対応を規定いただきたい
- 電力会社間で必要書類等の運用ルール・申込期日等が統一されておらず、部分供給を活用した各地での事業展開を行うにあたり非効率で業務負荷が高く、結果として需要家が新たなサービスや供給形態を選びにくい仕組みとなっております

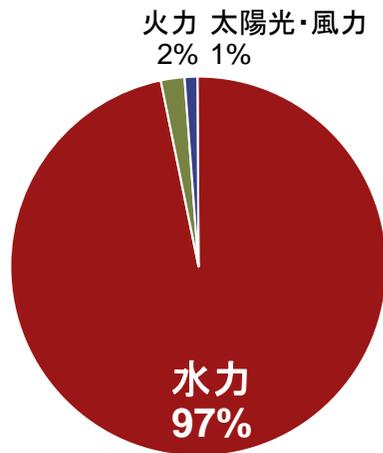
一般電気事業者と新電力の双方が、引き続き電気事業法や適取ガイドラインの主旨に則った対応を行うことが望まれる

公営電力(水力)の調達状況

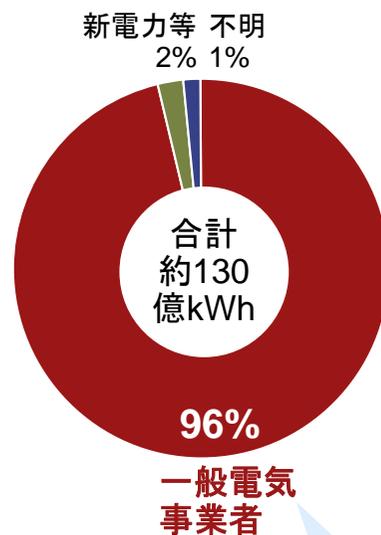
公営電気事業者は水力発電を多く有する。その売電については一般競争入札が原則とされているが、その太宗は随意契約で一般電気事業者に売電されている。その理由として、現在の事業環境を背景としたルールや、安定性を求めることに加え、購入できる新電力がない、との理由も多い

公営電気事業の現状

電源ポートフォリオ (H22年4月1日現在)

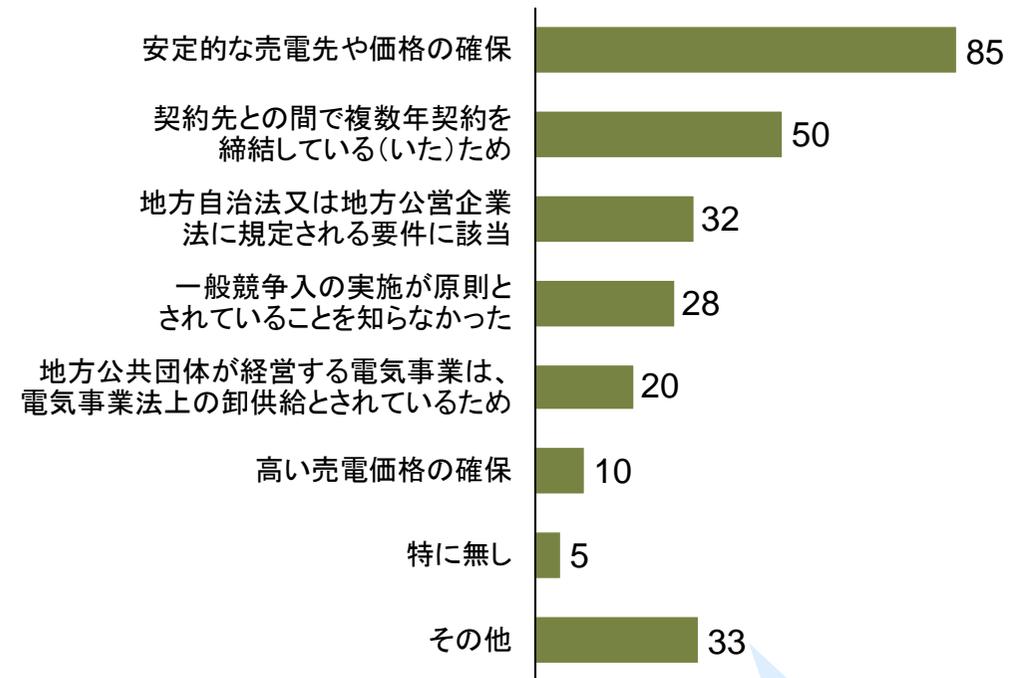


販売先ポートフォリオ (販売電力量ベース¹)



- 公営水力の一般電気事業者への売電は全て随意契約によるもの
- 公営電気事業の競争入札事例は、多くがバイオマス発電であり、電源ポートフォリオの97%を占める水力発電では、競争入札事例は極めて限定的

公営電気事業者の認識 (一般競争入札を実施していない理由)



その他の主な意見(抜粋)

- 一般電気事業者以外の契約相手方が存在しない
- 入札公告を出しても参加申請が集まらない
- 発電量が不安定であり、この不安定な要素を吸収できるだけの規模を有した事業者に売電する必要がある
- 新電力に対し入札参加意向調査を実施した結果、入札への参加意欲を示した事業者がいなかった

本年6月25日に公表した「各地方公共団体の売電契約の実態調査結果」において今後の取組として記載した「電源立地地域対策交付金の見直し」については、本年7月3日付で、公営電気事業者等の卸供給事業者が、供給先を一般電気事業者以外に変更する場合についても、当該事業者の発電用施設の立地自治体に対する交付金を引き続き交付することとする制度改正を行った

<官報 第6080号 平成25年7月3日より抜粋>

○文部科学省
経済産業省 告示第三号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十五年七月三日

文部科学大臣 下村 博文
経済産業大臣 臨時代理
国務大臣 石原 伸晃

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示

電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省告示第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（卸供給事業者に係る特例）

第六条 平成二十五年三月三十一日以降に卸供給事業者である者が、卸供給事業者に該当しないこととなった場合におけるこの告示の適用については、当該者（一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業を営み、卸電気事業者にその卸電気事業の用に供するための電気を供給する事業を営み、特定規模電気事業者にその特定規模電気事業の用に供するための電気を供給する事業を営み、又は卸供給事業者にその卸供給を行う事業の用に供するための電気を供給する事業を営む者であつて、四月一日現在におけるこれらの供給電力が千キロワットを超えるものに限る。）は、卸供給事業者とみなす。この場合において、第七条第一項第一号イ中「もの、特定規模電気事業者が設置する地熱発電施設等並びに卸供給事業者が設置する地熱発電施設等のうち一般電気事業者が実施する入札（電事法第二十二条第五項の規定による公表があつたものに限る。）に応じて落札した供給条件により卸供給（同法第二条第一項第十一号に規定する卸供給をいう。）を行うために設置するもの（当該地熱発電施設等において発電される電力量の一部が一般電気事業者以外の者に供給される場合を除く。）」とあるのは、「もの」とする。

附 則

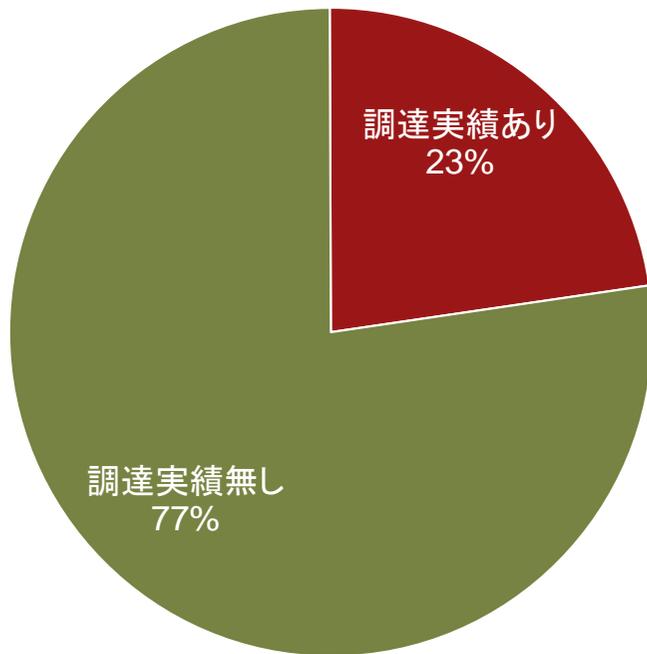
この告示は、平成二十五年七月三日から施行する。

- 「電源立地地域対策交付金交付規則」においては、公営電気事業者等の卸供給事業者が、電気の供給先を一般電気事業者から一般電気事業者以外の事業者（卸電気事業者、特定電気事業者、新電力、卸供給事業者）に変更した場合も、当該者を“卸供給事業者”として引き続きみなし、その発電用施設が立地する自治体への交付金を引き続き交付する特例を措置した

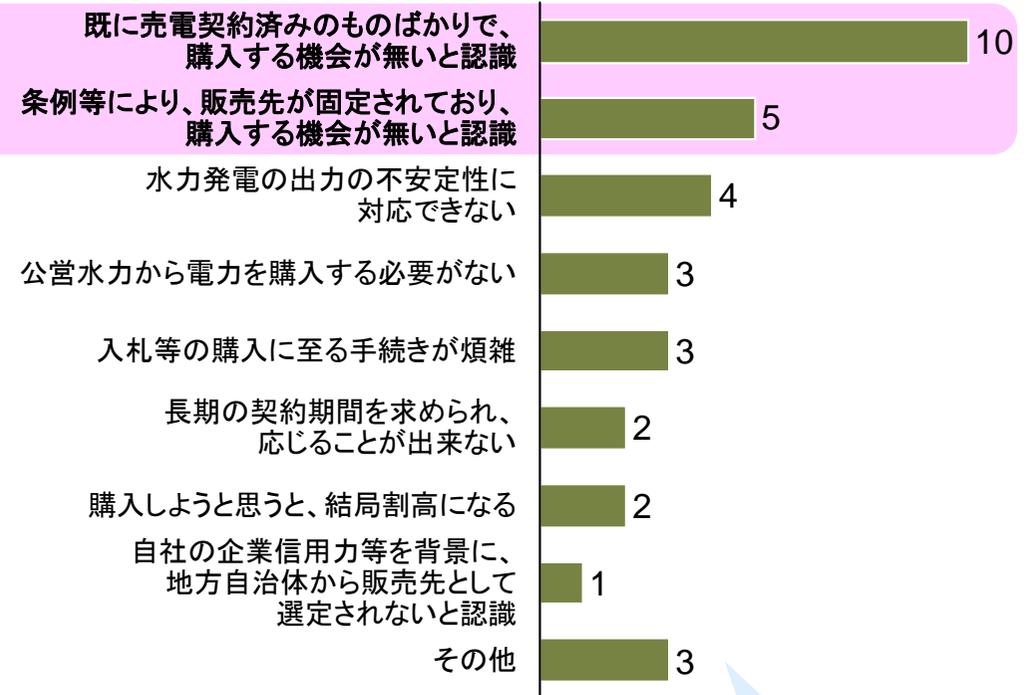
➔ 一般電気事業者以外への売電でも、交付金の交付対象となる

8割弱の新電力は公営水力の調達実績が無く、その理由の主なものは購入機会が無いとの認識による。また、調達実績のある新電力からも、購入機会が少なく、公営水力の調達量を増やせないという声も聴かれる

電力供給中の新電力における公営水力の調達実績 (N=22)



電力供給中の新電力における調達実績が無い理由(複数回答)



その他の主な意見(抜粋)

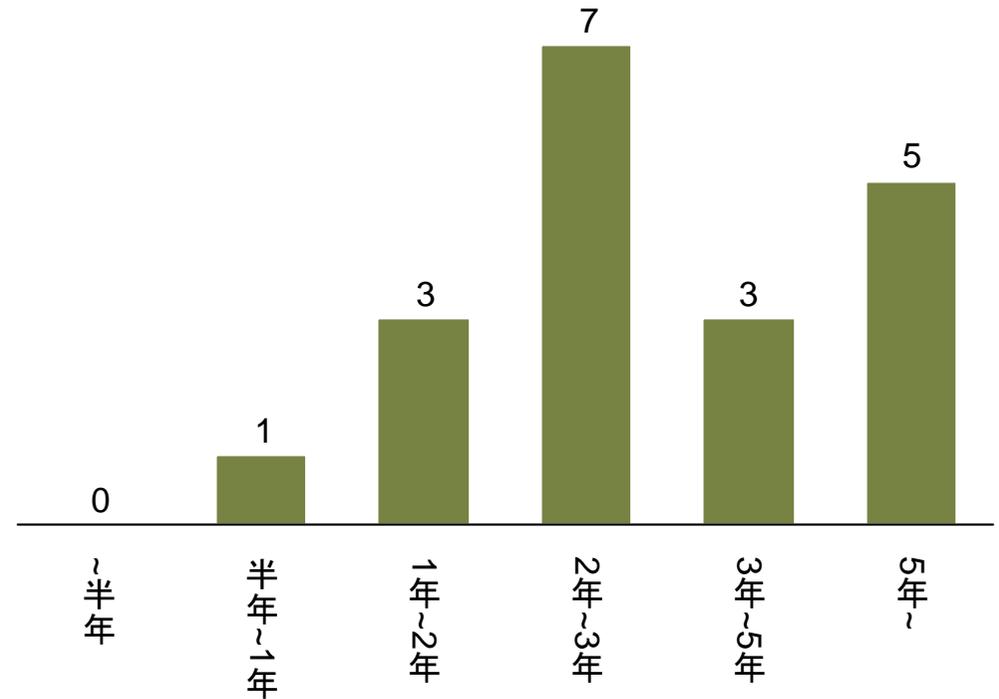
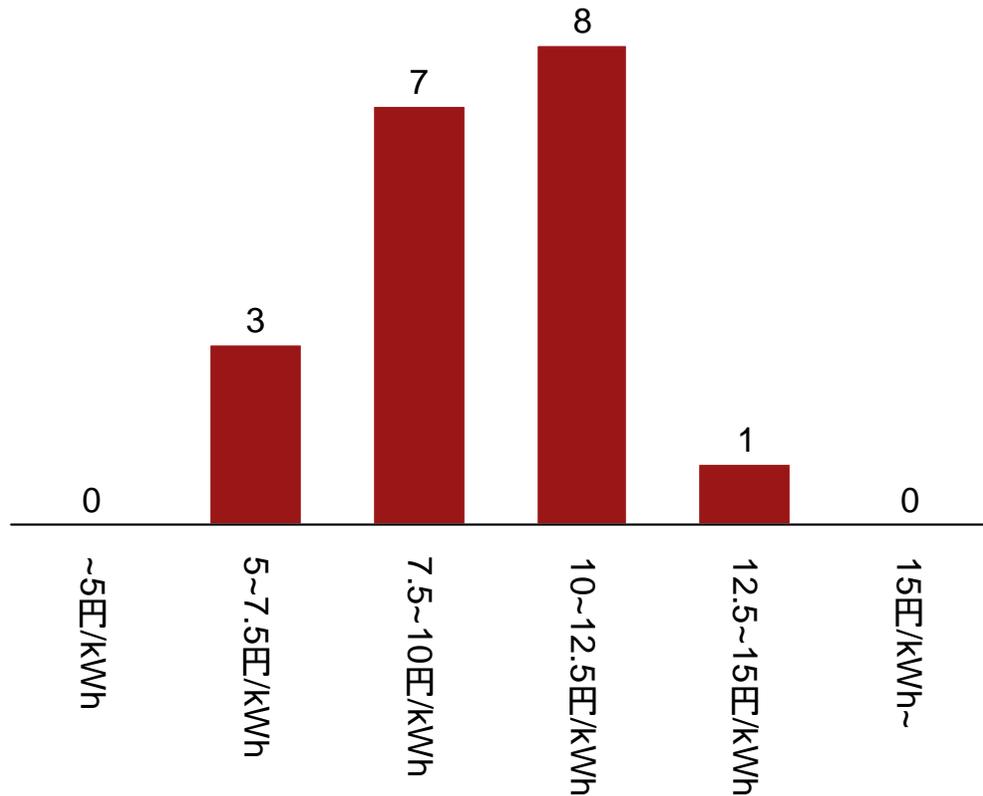
- 入札情報などの開示があまり積極的に実施されていないのか情報取得に苦慮している
- 応札したが他社が落札したため
- 30分同時同量ルール遵守には、高精度の需要予測が必要であり、そのため需要家への長期の電力供給を通じ需要特性の把握に努めているが、入札条件の契約期間が短く、方針に合わない

新電力が公営水力を調達可能となった場合の調達条件は、調達価格については少なくとも現状以上の水準が期待され、契約年数については新電力によっては5年以上の長期も可能とのこと。
 特に高い売電価格は、限界費用の小さい水力発電にとって、限界利益の向上に直結し、事業安定性の向上、投資回収の早期化にも大きく寄与するものと考えられる

公営水力の調達価格水準の上限
(N=22)

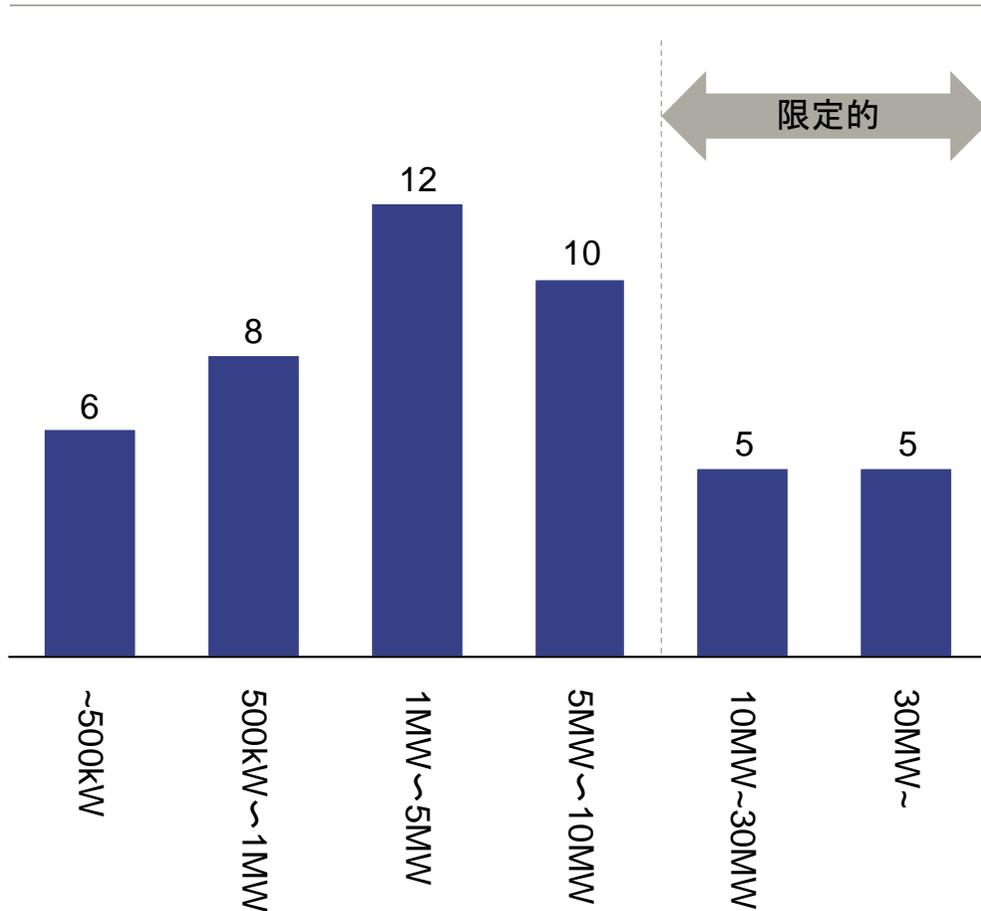
公営水力の調達契約年数の上限
(N=22)

全国の公営水力発電の
現状の平均売電価格
約7.7円/kWh

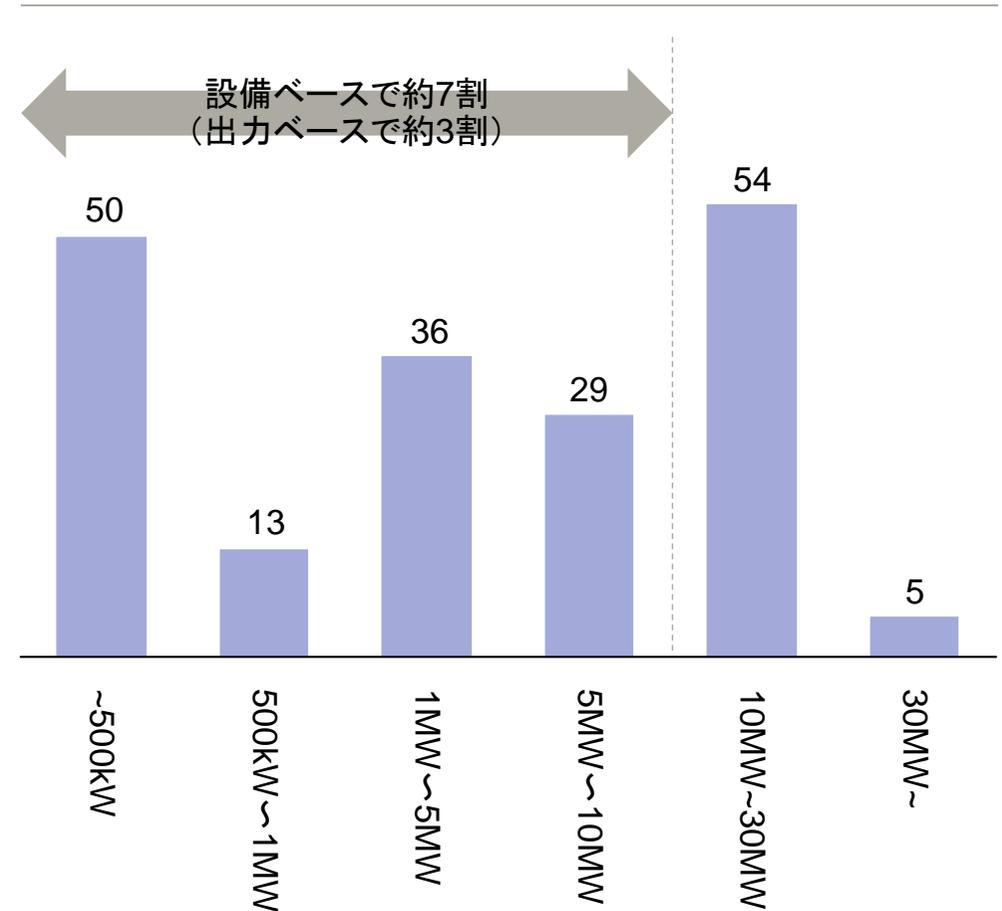


1万kW(10MW)以上の大規模水力の引き受けが可能な新電力は限られるが、発電設備ベースでは、約7割の公営水力発電は1万kW未満(出力ベースでは約3割)であり、新電力も十分引受先として考えられるのではないか

公営水力の契約電力(kW)
(複数回答)

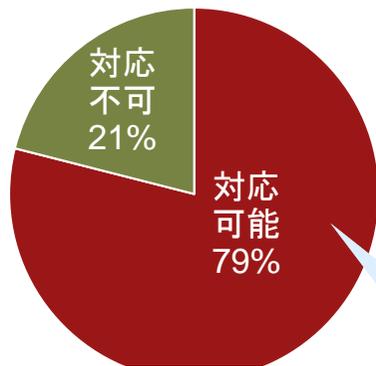


(参考)
公営水力発電の出力別分布¹



公営水力は、水力発電としての出力不安定性と、公営事業としての地域貢献への志向性が強い、という特性を持つが、新電力もその特性への対応は可能と考えられる。特に地域貢献については、より地域密着度の高い電力事業の展開や、もしくは高い売電価格を原資とした他のサービス等を通じた地域還元等、地域貢献度をより高める選択肢が広がる可能性もあるのではないかと

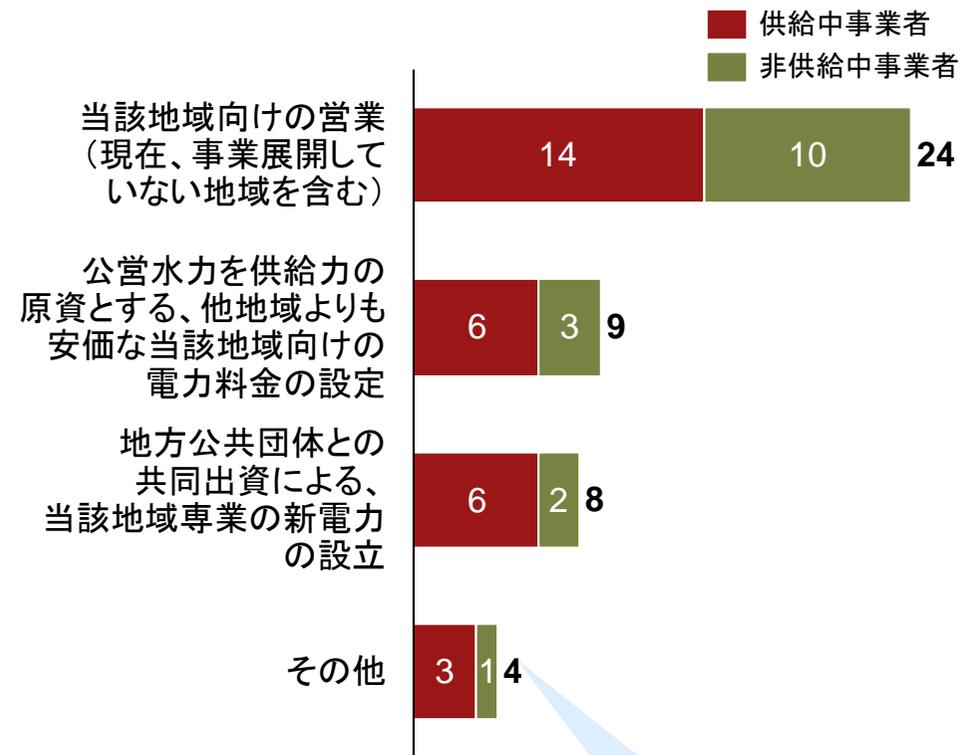
水力発電の出力不安定性への対応可否
(N=19)



主な対応方法(抜粋)

- **確保している供給調整力の活用**
 - 自社電源、自社調達電源による調整
 - 需要規模の拡大により、需給バランスへの影響を相対的に小さくする
 - 今後はデマンド・レスポンスも調整力として検討
 - 契約電力によっては調整発電所や変動範囲の活用で対応は可能
- **不安定性の分散**
 - 他の再エネ電力との一体運営による、一ヶ所当たりの変動リスクの分散
 - 不安定性に対応可能な他社との共同購入は検討可能
- **予測精度の向上**
 - 公営水力側と水力発電力の「予測手法」を確立することで対処可能 (経験上、互いの知見を集約・協議により不安定性は一定程度解消される)
 - 発電量予測精度の向上
- **リスクテイクに応じた調達条件の設定**
 - 安定部分と不安定部分に分けて販売するなど手法はあると考えられる。(安定部分は高く、不安定部分は安くするなど)
- **運用の高度化**
 - 肌理細やかな実態に合った通告変更の実施。一般電気事業者向けの供給時より緻密な変更連絡について、発電者の協力が必要。

公営水力の立地地域への便益還元への対応可能性
(複数選択)



その他の詳細(抜粋)

- 環境性、経済性、社会貢献性の3つから、エネルギー調達ポリシーを策定するところから、代理購入、地産地消PPS、特定供給事業などの提案が可能
- 地域によっては、対応できない可能性が高い

地方自治法において、契約の締結は一般競争入札が原則であり、随意契約は特定の場合を除き、認められていない

一般競争入札の原則

地方自治法(抜粋)

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。



総務省による地方公共団体への通知

(平成24年4月25日付)

「地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされていること。なお、随意契約については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項に規定する事由に該当する場合に締結することができるものであること。」

随意契約が認められる場合

地方自治法施行令(抜粋)

(随意契約)

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 (略)
- 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。
- 十 (略)

地方公営企業法施行令でも同様の内容を規定

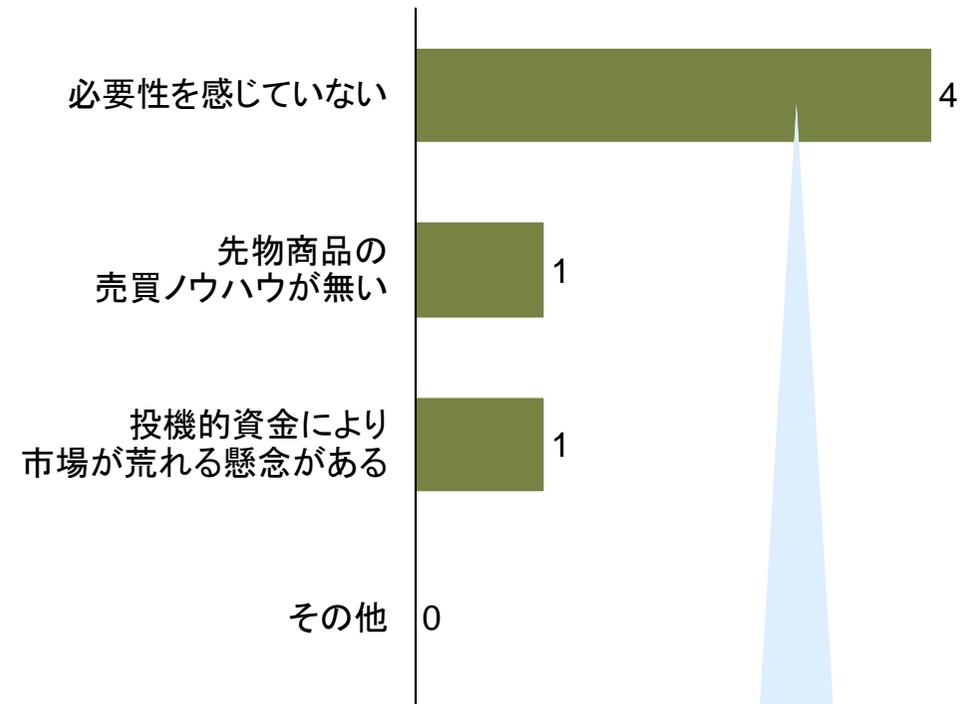
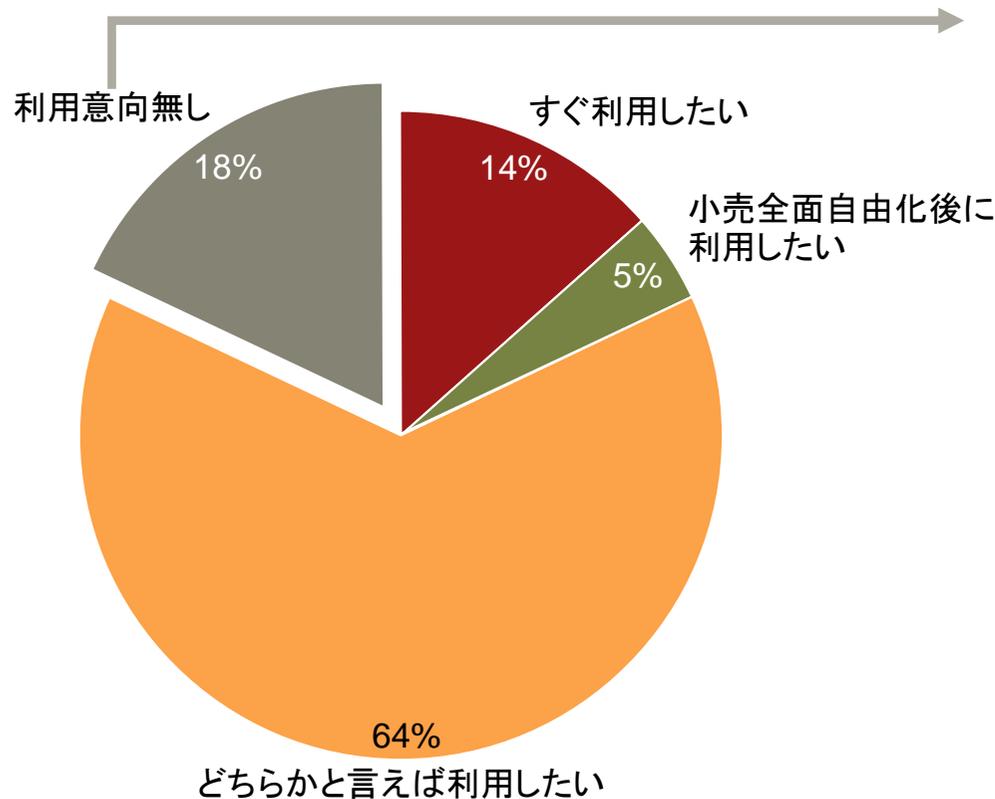
特に既存の卸供給契約の見直しは、地方公共団体およびもう一方の契約当事者である一般電気事業者の判断になるが、法の基本理念、電気事業に関する社会情勢の変化等を総合的に踏まえ、各当事者に積極的な既存契約の見直し、一般競争入札の導入を期待したい

電力先物への期待

電力先物について、強い利用意向(「すぐ利用したい」)は1割強程度だが、8割は利用に関心を示しており、様子見の状況が伺える。一方、明確に利用意向無しとの回答も2割弱あり、その理由の大部分は必要性を感じていないとのことだが、当該回答はJEPXからの調達比率が低いことも背景にあるのではないか

電力先物の利用意向
(電力供給中事業者 N=22)

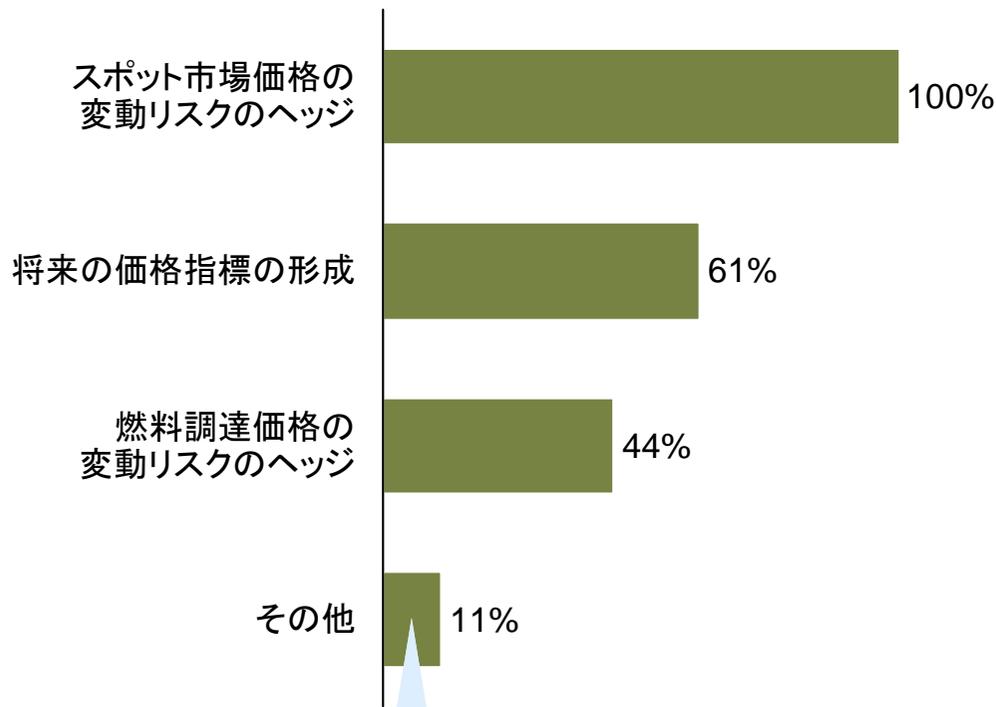
電力先物の利用意向が無い理由



- 電力先物の必要性を感じていないと回答している企業はJEPXの利用率が総じて低い
 - 4社中3社は、2012年度のJEPXからの調達実績が無い(内、1社はそもそもJEPXの会員ではない)
 - 残り1社もJEPXからの調達比率が1.5%と低い(平均11%)

電力先物の利用目的は、スポット市場の価格変動リスクのヘッジと将来価格指標の形成が主。これらは、JEPXが運営する先渡市場でも類似の効果の発現も考えられるが、現状では市場の厚みが無いこと、また将来的にも現物受渡を前提とする以上、その厚みの向上は限定的となる可能性が指摘されている

電力先物の利用目的
(電力供給中で電力先物の利用意向がある事業者 N=18)



その他の主な意見(抜粋)

- スポット市場や時間前市場のリスクヘッジによる新電力事業の安定化よりも、新電力事業の持続的成長のために先渡取引市場(先渡市場・先渡定型市場とも)の活性化と共に重要と認識している
- 先物価格を利用した商品設計・新サービスの提供

JEPXの先渡市場では不十分と考える理由

- 取引の厚みがなく且つ価格指標も形成されてない為、新電力事業の持続的成長に寄与しない
- 先渡市場は現物のやり取りのため、取引の厚みが出ない
- 市場の厚みがなく、適切な価格形成がなされていない
- 流動性が低い。価格が高い
- 現状は、『流動性の欠如、参加者の欠如、現金決済未導入、買い手に不利な預託金制度』が期待する効果を生まない直接的要因であるが、流動性の問題は、スポット市場の取引量増加に伴い、先渡・先物によるヘッジニーズが自然と高まることを予想している。決済や預託金等、制度や運営方法に起因する課題は見直される必要がある
- ヘッジ機能だけを求める場合であれば、電力の受け渡しに伴う現在の先渡しは利用しづらいと考えます
- 参加者が限られる(会員に限定)中、どの程度流動性が高まるか不透明
- 流動性が低いことに加え、転売や買戻しができないため積極的に利用できない
- 現物とヘッジャーのみを対象としており流動性がなく、市場自体に厚みがない
- 売買取引が少ない
- 約定実績が少なく、積極的な参加が行われていないと思われる

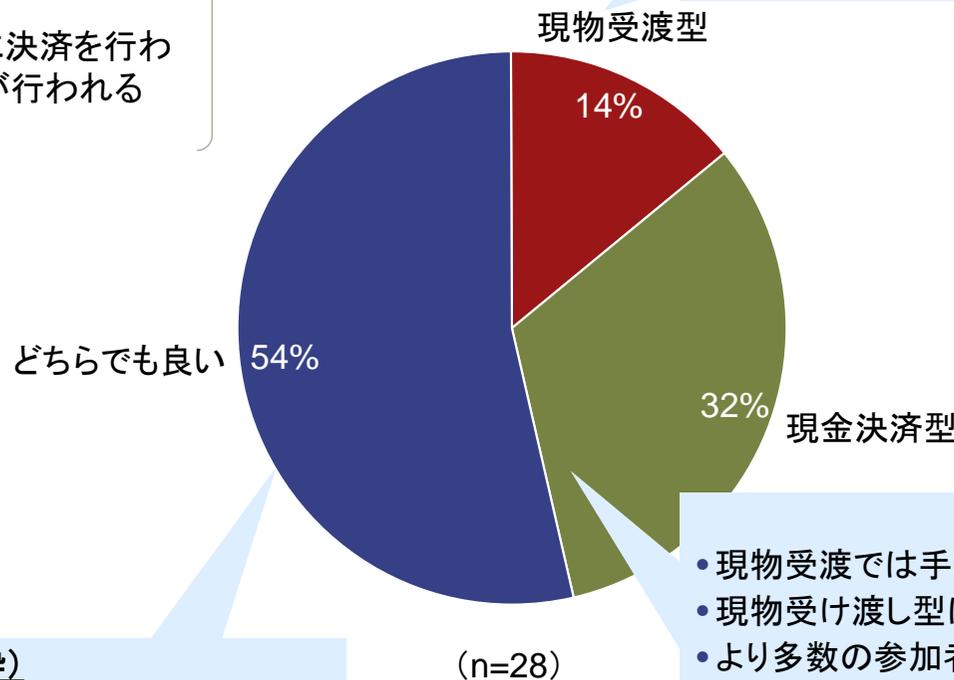
一般に先物取引の決済手段には、「現物受渡型」と「現金決済型」の2通りがある。電力先物については、特に決済方式にはこだわらないとの回答が大半だが、どちらかというとも市場の厚みの向上への寄与を期待し、現金決済型を支持する声が多い

現物受渡型:

先物取引の期限日(納会日)までに決済を行わなかった場合に、現物の受渡により決済が行われる

現金決済型:

先物取引の期限日(納会日)までに決済を行わなかった場合に、現金による決済が行われる(現物の受渡が行われない)



主な意見(抜粋)

- 実需から乖離した市場とならないよう、現物受渡を前提とする現行のJEPXルールに準拠していたほうが望ましい

主な意見(抜粋)

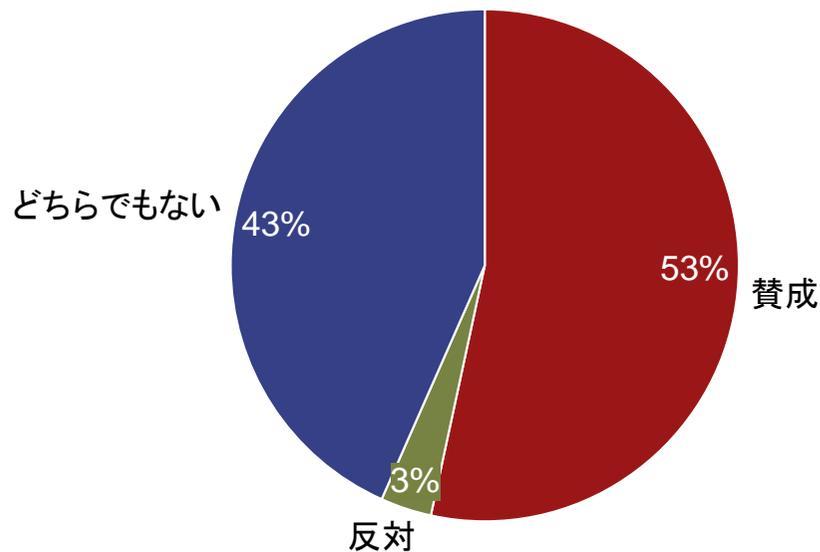
- 価格ヘッジが目的のため
- 利便性・経済性の高い決済方法を採用したい
- リスクヘッジを目的に市場活用を考えたいため

主な意見(抜粋)

- 現物受渡では手続きが煩雑になる事が予見されるため
- 現物受け渡し型は、現在の先渡しとの違いがないため
- より多数の参加者を想定すると、現金決済型が望ましい
- 差金決済型の受渡市場とすることで、当業者以外の参加も積極的に進みやすいと考えられるため、流動性を高めやすいと考えられる
- さまざまなプレーヤーが参加可能となり、流動性が増し、市場に厚みが出るため
- 取引が活性化されるのではないかと

先物市場への電気事業者以外の大口需要家、金融機関の参加については、金融機関の参加については、投機的に先物市場が実態市場と乖離した相場となることへの懸念が一定程度見られるものの、市場の厚みへの貢献を期待したものと想定される多様な参加者に対する賛成の意見が多い

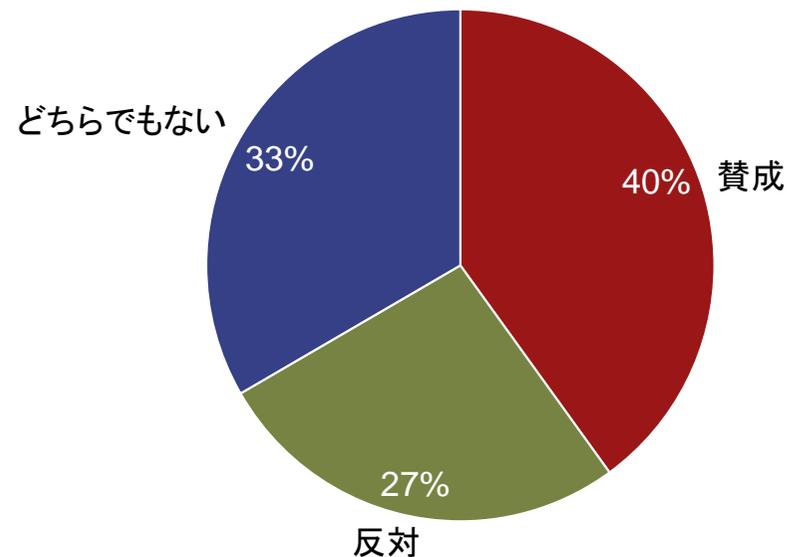
大口需要家の参加
(N=30)



反対意見(抜粋)

- 現在新電力事業を展開しているからこそその理由になり一般的な考え方とずれているかもしれませんが、市場流動性を高める施策は、まず現行の市場参加者に限定して検討されるべきで、市場参加者を増やす検討はその施策を実施してからと考えているため。まず、現行プレイヤーが満足できる市場形成が重要だと思います。

金融機関の参加
(N=30)



反対意見(抜粋)

- 金融機関の市場参加で、原油などと同様に実需とは別の概念で価格が高騰してしまう恐れがあると懸念いたします
ヒアリングによる補足: 先物市場が価格として参照するスポット市場の厚みが薄く、価格指標として十分に機能しているとは言えない現状における懸念であり、将来スポット市場が価格指標として十分に機能し、過度に投機的な市場利用が抑制されるのであれば、必ずしも懸念ではない、とのこと
(他も類似意見)

電力システム改革への期待・懸念

その他の意見として、特に卸電力市場活性化の見通しの不透明性、電力市場における情報の非対称性への声が多く、一方で届出100社を超えた新電力の経営健全性への懸念も指摘されている

<p>卸電力市場 活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新常時バックアップ・部分供給推進の施策は評価できるが、制度の継続性が不透明であり、どこまでコミットしてよいのか、懸念している部分もある。卸市場の活性化の定義も明確にしていきたい ・電力会社が表明している自主的取り組みが、確実に実行されることを期待 ・競争が十分に促進されない場合には、「電力会社のベース供給力を新電力も平等に利用できる仕組み」、「電力会社による取引所への一定規模の売買を義務化」などの制度的措置が必要 ・現状の市況では、余剰電力の確保がかなり難しい状況下にあると思いますので、当社と致しましては、JEPXの市場拡大とあわせて常時バックアップの現状制度維持の双方を期待しております ・電力の自由化にともない地方自治体であれば速やかに競争入札に切替えるべきと考えています。ご指導の程よろしくお願い致します
<p>情報公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場活性化に関する情報公開は積極的に推進してほしい ・スマートメーターが整備されると共に、個別家庭ごとのロードカーブ履歴を一定期間保存し、公的共同データベースを用意してほしい ・エリア毎で標準供給事業者を選んで、実際に供給している電力料金単価の加重平均値を公開すべきと考えております。標準以外の小売事業者は、この価格をベンチマークとして用いることで事業者間競争を活性化させることとなります ・電力情報の非対称性(供給者のみが発電所の稼働情報、定検情報、発電パターン等を取得しており一般ユーザーには公開されていない)を解消し、情報を公平に公開して頂きたいと考えております。それにより、卸取引で先物取引等が生まれ、投資を呼び込めることにつながります ・苦情窓口を業界で一本化してほしい。停電等の地域ごとの技術的トラブルは当該苦情窓口で処理し、ビジネスの運営に係る苦情窓口は、各小売事業者へ取り次ぐ運営を考えて欲しい
<p>供給力確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新電力に求められる供給力確保義務の裏付けとなる「供給力確保のための適切な環境整備」を是非お願いしたい ・卸電力市場を活性化できない場合には、安価な電源からの玉だしによる供給力調達環境の改善をご検討頂きたい
<p>再生可能エネルギー・デマンドリスポンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の新電力事業にとって再エネ電源は貴重な供給力であるため、当該電気の買取義務者が系統運用者になった場合は、当社の新電力事業の持続的発展は困難 ・供給力として節電を位置付け、節電事業者を登録制・認可制として頂きたいと考えております ・ネガワット取引ができる取引市場を構築
<p>発送電分離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・送電が分離されるだけでは不十分。発電と小売りも分離され、総括原価方式の下で建設された電源を、全ての事業者が平等に利用できる環境を望む
<p>新電力の 経営健全性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新電力が100社以上届出という状況であるが、事業計画の妥当性などや、その後の事業の進捗などをもっと精査してほしい。今後システム改革が進んでいくうえで、需要家の選択肢として、しっかり担える事業者なのかどうか、実績などをもとにある程度の判断基準が必要ではないか
<p>電力システム改革 への期待</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のシステム改革に際しては従来のルールにとらわれることなくより合理的な仕組みを構築いただくよう検討いただきたい ・電力システム改革専門委員会報告書記載の「電気事業者のこれまでの経験や技術の上に改革が成り立つことを再認識し、電気事業者が戦後60年以上かけて築き上げてきた現在の電力インフラシステムを基盤としながら」という点については、電力システム改革のどの議論においても前提条件として忘れることなく踏まえていただきたい